

札幌市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを学校に配置し、児童生徒や保護者への教育相談はもとより、児童生徒への関わり方等について教職員へ助言するなど、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・全ての市立学校に配置。
- ・中学校、高等学校等については、週1回程度の勤務。
- ・小学校においては、月1回程度の勤務。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

小学校	： 201人
中学校	： 97人
高等学校	： 8人
中等教育学校	： 2人
特別支援学校	： 3人
教育委員会等	： 0人

※配置校数の記入について

小学校	： 201校
中学校	： 97校
高等学校	： 7校
中等教育学校	： 1校
特別支援学校	： 5校
教育委員会等	： 0箇所

※資格の記入について

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 97人

（※①③の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）

②精神科医 0人

③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者又はあった者 1人

④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

※主な配置形態について

単独校	3 中学校	(週 1 日・1 回 8 時間)
	1 7 小学校	(月 1 日・1 回 5 ～ 6 時間)
	2 高等学校	(週 1 日・1 回 8 時間)
拠点校	9 6 中学校	(週 1 日・1 回 8 時間)
	5 高等学校	(週 1 日・1 回 8 時間) (週 2 日・1 回 8 時間)
	1 中等教育学校	(週 2 日・1 回 8 時間)
	3 特別支援学校	(週 1 日程度・対象校含め 5 校で年間 700 時間)
対象校	1 8 6 小学校	(月 1 日・1 回 5 ～ 6 時間)
	2 特別支援学校	(不定期・拠点校含め 5 校で年間 700 時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

- ①スクールカウンセラー連絡協議会（年 2 回）
- ②スーパーバイザーによるグループ研修（選択制：年 4 回程度参加）
- ③スーパーバイザーによる個別スーパーバイズ（適宜）

(3) 研修内容

①スクールカウンセラー連絡協議会

第 1 回	(説明)	今後の SC 活用事業について
	(説明)	札幌市教育センターにおける特別支援教育相談について
	(研修)	「性」にかかわる悩みを持つ児童生徒への対応について
	(協議)	学校と連携したいじめの問題への対応について
第 2 回	(説明)	教育支援センター・相談指導教室の活用について
	(説明)	子どものこころのコンシェルジュ事業について
	(説明)	今後の SC 活用事業について
	(協議)	学校と連携したいじめの問題への対応について

②スーパーバイザーによるグループ研修

- 夏 季
 - ・グループスーパーヴィジョン（ほのめかしの対応に係る事例）
 - ・グループスーパーヴィジョン（家族システムに介入した事例）
 - ・グループスーパーヴィジョン（外部機関と連携した事例）
 - ・心理教育プログラム研修
- 冬 季
 - ・別室登校対応、サポーターとの連携等
 - ・アセスメントに関する研修
 - ・小学校S Cの難しさと工夫
 - ・発達障がいの疑いのある保護者との面接
 - ・ほのめかし事案

③スーパーバイザーによる個別スーパーバイズ

- ・スクールカウンセラーが抱える困難事案について個別に相談・指導

（４）特に効果のあった研修内容

- ・関係機関との連携及び組織的な支援についてのグループ協議で、小学校・中学校・スクールカウンセラー等、それぞれの立場で現状の交流ができたことは、各学校での取組を進めていく上で効果的であった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置： 5名設置（各スクールカウンセラーを担当するスーパーバイザーを設置）
- 活用方法： ①スクールカウンセラーのスーパーバイズ
②緊急対応事案に係る緊急派遣

（６）課題

- ・年2回のスクールカウンセラー連絡協議会は平日開催のため、他の業務等の関係で参加できない者が出てしまう。午前・午後の二部制にするなど、少しでも日程調整ができるような工夫をする必要がある。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】本人の困りに応じた支援のための活用事例（①）

- ・高校2年生の男子Aは、部活動に所属しており、学習面でも成績が落ちないように頑張っていたが、部活動での友人関係のトラブルをきっかけに登校しづらい状況になった。Aは、部活動と勉強のことで嫌なことが重なり、しだいに「頑張るって何？」と思うようになった。SNS によるやりとりも好きではなく、周りの友だちにもついていけず、投げやりな気持ちが見られるようになった。
- ・Aは過去に先生に話を聞いてもらった際、話しやすく感じた経験があり、担任からスクールカウンセラーとの面談を勧めたところ、本人は了承し、スクールカウンセラーとの面談を行った。
- ・面談により、授業中に指名されることへの不安が、本人の登校意欲をなくすことにつながっていることがわかった。支援内容を全教職員へ周知し、安心して授業に臨める環境をつくることを最優先とした。また、部活動に出られなくなっている理由も、徐々にはっきりしたことで、部活動においても支援すべきことが明確になり、問題は次第に小さくなっていった。
- ・全ての授業にきちんと参加するという目標ではなく、本人の状況に合わせた配慮を全教職員に徹底し

たことで、安心して授業に参加する環境ができ、継続した欠席は減っていった。その後も定期的なカウンセリングを確立したことで、小さな目標を共有し、繰り返しクリアしていくことを継続した。その結果、徐々に、物事を前向きに考えられるようになっていった。

【事例2】相談により虐待が発覚した事例（⑬）

- ・問題行動を繰り返す児童とスクールカウンセラーが面談する中で、当該児童から母親の暴力について訴えがあった。家に帰りたいがらないのも、母親からの暴力が背景にあるとのことであり、助けてほしいとのことであった。スクールカウンセラーからは、この話を学校に伝える必要があることを確認した。
- ・学校が暴力を受けた状況について当該児童から聴き取ったところ、暴力を振るうのは母親であり、父親は暴力のことを知らないとのこと。体にアザやたばこの押しつけ痕があることを確認した。
- ・学校から父親に連絡し、当該児童の訴えについて説明した。父親の話では、就学前に母親の暴力により児童相談所の保護履歴があるとのこと。
- ・父親の了承を得て、学校から児童相談所に通告。当該児童は一時保護された。その後、当該児童は父方祖母宅で生活することとなった。

【事例3】発達障がい疑いのある子がいじめに関わった際の活用事例（②、⑩）

- ・中学1年生のAは小学生の頃から落ち着きのない言動が多く指導されることが多かった。一方でみんなの役に立ちたいという思いや、間違いを正そうとする正義感もあることから、他の生徒の小さなルール違反を指摘することもあったが、その追及が厳しくなることがたびたびあった。
- ・Aに追及される子どもの中に、たびたび暴力も受けていた体格の小さいBが担任に相談したため、情報を集めたところ、他にもいじめられている生徒がいることがわかった。
- ・Aが他の生徒の誤りをしつこく追及したり暴力をふるったりした行為を一つずつ確認したが、Aは「自分の行為は、注意であっていじめではない。」という自分の考えの正当性を主張した。
- ・学校は発達障がい疑われる生徒と捉え、医療機関で専門的な助言をしてもらうよう勧めるとともに、スクールカウンセラーの支援を得ながら対応していく方針を確認した。
- ・スクールカウンセラーの助言を受けながら学年でAの個別の指導計画を立て、生徒指導委員会で情報共有しながら支援を進めていくこととした。
- ・Aの母に、学校で確認した事実経過と背景として考えられることを伝えけるとともに、Aには個別の支援が必要と思われるので、医療機関の受診を強く勧めたが、母が受け入れなかったため、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けるようにした。
- ・スクールカウンセラーからは、母親に「お子様には個別の支援が必要です。」と助言してもらい、母親も今まで通りの指導では状況を改善できないという思いに至ったようである。
- ・Aの母親は、2年進級後、教育相談の中で、このまま授業に集中できない状態では学力の向上は望めないことを悟り、スクールカウンセラーの助言を受け、児童精神科を受診し、投薬を受けることになった。服薬中のAは非常に穏やかで授業にも落ち着いて参加できるようになった。薬の飲み忘れが続いた日のAの落ち着きのなさは誰の目からも明かで、服薬の効果が大きいとAの母親も納得していた。
- ・保護者がスクールカウンセラーにつながった結果、保護者も冷静に現状を認識し、今後の対応について理解が得られた事案と考えられる。

【事例４】児童生徒への教育プログラムに係る活用事例（⑮、⑯）

- （小学校）・ストレスマネジメントについての校内研修を実施し、児童のストレスの症状と対処の仕方について、事例を交えて、適切なアドバイスを受けることができ、心身の悩みを抱える児童の対応の仕方に生かすことができた。
- （中学校）・「ＳＯＳの出し方教育」をテーマに、不安や悩みを抱えたときに他者に相談することの重要性や、友だちに相談されたときの対処の仕方等について、演習形式で学習する教育プログラムを実施した。スクールカウンセラーがプログラム作成に関わることにより、より効果的な援助希求行動につなげることができ有効であった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・スクールカウンセラーの有効活用が図られたこと
 - ・子どもや保護者との日常的な相談やカウンセリング
 - ・子どもの対応等について、教員との日常的な情報交流
 - ・学級訪問や授業参観、学校行事への参加を通じた、児童生徒理解
 - ・校内研修会での講義やPTAを対象とした講演会
- ・教員のカウンセリングについての理解が深まり、一人一人の子どものとらえ方が幅広く豊かになったこと
- ・児童生徒や保護者については、相談を受けようという意識が高まったこと
- ・相談を受けることで、不登校傾向の児童生徒が学級に入れるようになったこと

（２）今後の課題

- ・複雑化・多様化する子どもの悩みや問題等に対して、専門性をもった者が子どもの実情に応じた相談を行うことが有効であることから、今後、SCの有効活用や資質向上をいかに図るか、また、有資格者の人材確保、相談時間数の拡充が当面の課題である。
- ・暴力行為やいじめ、不登校等の生徒指導上の諸問題の低年齢化やこのような問題行動を長期化・深刻化させないために、早期からの対応が必要であるため、小学校における相談時間数を拡充することが喫緊の課題であり、早急に体制を整備する必要がある。現在、小学校においてはほぼ月１回５～６時間程度の配置時間となっており、不安や悩みを抱えた際に、相談したい時に相談できない状況である。また、児童や保護者がスクールカウンセラーと顔を合わせる機会も限定され、児童や保護者との信頼関係に基づく相談が実施困難である。
- ・教員や保護者が早期に専門的な相談ができる相談体制を充実させる必要性がある一方で、相談の質を向上させるために必要な情報共有の時間の十分な確保に課題がある。
- ・自殺予防教育を前提とした未然防止の教育プログラムへの取組を充実する。

仙台市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、暴力行為など、児童生徒の内面のストレスや不満が原因と思われる問題行動の未然防止を図るとともに、発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒への対応、課題の早期発見、早期解決のために、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを学校へ配置する。

教育相談等に関する専門的な知識・経験を有する人材（臨床心理士等）をスクールカウンセラーとして、市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、及び特別支援学校に配置することにより、児童・生徒及びその保護者を対象とした教育相談、教職員への助言を行う。あわせて、スクールカウンセラーの資質向上を図るための研修会や、その活用に係る調査研究を実施する。

（2）配置・採用計画上の工夫

東日本大震災で甚大な被害を受けた被災対象校への配置日数の拡充を最優先に行っている。被災した児童生徒の心のケアを行うために、児童生徒への支援のみならず、教職員・保護者への助言や援助を行い、児童生徒の心の安定と回復の支援をねらいとしている。

また、当市における不登校出現率が全国と比較して高い数値となっているため、中学校入学後の不適応対策として、中学校へのスクールカウンセラーの配置日数を手厚くしている。さらにはスクールカウンセラーの「拠点校ブロック方式」により、同一スクールカウンセラーへの継続した相談が可能になったり、配置を弾力的に活用したりしている。

小学校への配置においては、近年学校対応と発達障害に係る相談が増加しており、学校規模と地域性を考慮し配置日数を増やし、工夫している。

採用に関しては、県の臨床心理士会の協力を得ながら、スクールカウンセラーの人材確保を図っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数について】

小学校	: 86人
中学校	: 64人
高等学校	: 5人
中等教育学校	: 1人
特別支援学校	: 1人
教育委員会等	: 2人

【配置校数について】

小学校	: 86校
中学校	: 64校
高等学校	: 5校
中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 1校
教育委員会等	: 1箇所

【資格について】

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士	38人
②精神科医	0人
③大学教授等	1人

④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人
(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 21人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 15人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

【主な配置形態について】

単独校	10 小学校	(週1日・1回7時間, 週1.5日・1回7時間, 週0.5日・1回7時間)
	15 中学校	(週1日・1回7時間, 週1.5日・1回7時間, 週2日・1回7時間)
	1 中等教育学校	(週1日・1回7時間)
	1 高等学校	(週1日・1回7時間)
	1 特別支援学校	(週1日・1回7時間)
拠点校	11 小学校	(週1日・1回7時間, 週0.5日・1回7時間)
	6 中学校	(週2日・1回7時間, 週1日・1回7時間, 週0.5日・1回7時間)
対象校	65 小学校	(週1日・1回7時間)
	43 中学校	(週1日・1回7時間)
	3 高等学校	(週1日・1回7時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールカウンセラーと担当教員

（2）研修回数（頻度）

- ①スクールカウンセラー連絡協議会（年2回）， ②スクールカウンセラー全体研修会（年2回）
- ③新規採用スクールカウンセラー研修（年2回）， ④スクールカウンセラー機関研修（年1回）
- ⑤スクールカウンセラーグループ研修（年5回）， ⑥スクールカウンセラー調査研究委員会（年4回）

（3）研修内容

- スクールカウンセラーとして必要な知識と技能を身に付け，資質向上を図る内容。
 - スクールカウンセラーとしての使命感や心構えを学ぶとともに，基礎的な知見を養う内容。
 - 専門の相談機関についての理解を深めるとともに，相談機関との連携の在り方について学ぶ内容。
 - 学校の教育相談体制の充実に向け，取組の現状と課題について調査研究を行う内容。
 - ・講話「発達障害の理解と支援」，講話「ブリーフセラピー理論」，講話「いじめ問題」
- 発達相談支援センターにおける機関研修

（4）特に効果のあった研修内容

- 学校教育相談体制の充実に向けた考え方や教育相談に関する知識及びスクールカウンセラーと担当者が果たすべき役割について理解を深める内容。
- 発達障害の特性を持つ児童生徒に対する理解と適切な支援の在り方に関する内容。
- いじめ問題への対応と心のケア緊急支援の在り方に関する内容。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

資格の有無，実務経験などにより，市教委がSCAの中から依頼している。現在3名のスーパーバイザーを依頼している。

○活用方法

- ・スクールカウンセラーからの申請に基づき，困難ケースの対応について，スクールカウンセラーに助言及び支援を行う。
- ・市教委からの依頼を受け，緊急支援が必要な場合のスクールカウンセラーへの連絡調整及び支援を行う。
- ・市教委からの依頼を受け，研修会におけるスクールカウンセラーへの助言及び支援を行う。
- ・学校からの依頼を受け，東日本大震災に係る「心のケア支援チーム」の一員として訪問指導を行う。

（6）課題

スクールカウンセラーに準ずる者の割合が年々増えてきており，臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーの数が十分とは言えない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校の解決のための活用事例（①，⑥，⑩）

本ケースは、小学校中学年からゲーム依存傾向と登校渋りがあり、小学校高学年からはほとんど登校できなくなった児童の事例である。母親は困り感を毎日電話で長時間学校に訴え、学校はその対応に困っていた。

そうした中、学校から教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカー活用の依頼があり、本児の心理的課題と、家庭の環境調整、不登校の解決を目的として、学校と保護者、スクールカウンセラーが協同で支援を進める試みがスタートした。

学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと両親で面談を行った。母が本児に関わることの難しさ、父の負担感を共有しながら、本児に愛着障害が心配され、学習の偏りがあることなどの状況を確認した。その上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、見立てをもとに学校に助言し、その後の対応策を確認したり、役割を分担したりしながら支援を行うこととした。

母親には医療や市役所の保健師などが関係しており、児童相談所にも母子で面談に訪れていた。これらの機関と学校の連携調整のために開催したケース会議では、スクールカウンセラーから見立てや意見を出し、各関係機関とすり合わせを図った。その結果、学校は家庭状況を把握し、支援に関してよりスムーズな連携が可能となった。

学校の取組として、本児が部屋にこもってしまうことが、朝の登校刺激をやめたことで改善した。代わりに、定期的に教職員とスクールカウンセラーと一緒に家庭訪問を行った。スクールカウンセラーは母の心理的支援を行いながら、適切な対応について教職員に助言した。また、本児が安心して過ごす場所として保健室を活用し、短時間の利用を週1回のペースで継続した。更に、児童相談所と連携しながら本児の支援を進めた。

【事例2】児童虐待の解決のための活用事例（⑬）

- ①虐待により、児童養護施設に措置入所となっている児童と継続面談を行ったケース。カウンセリングルームを初めた訪れた頃は、言葉少なに自分の好きな活動に取り組んでいただけだったが、面談の回を重ねるたびにスクールカウンセラーとも打ち解け、関わりながら活動する中で、安心感を得ている様子がうかがえた。その後、授業や校外学習について自ら進んでスクールカウンセラーに話すようになった。
- ②小学校高学年の児童が、父親から心理的、身体的虐待を受けたケース。本児は不登校であり、児童相談所の面談も拒否していた。スクールカウンセラーは母親と兄と継続的に面談を行った。その後、スクールカウンセラーが家庭訪問することができ、本児と面談することができた。
- ③以前から時々面談を行っていた小学校下学年の児童から、虐待行為について相談されたケース。以前から父の暴力があることは聞いていたため、スクールカウンセラーからはSOSの出し方を伝え、学校とも情報を共有していた。本児からの相談をきっかけに、学校は母親と連携し、関係機関と連携した。

【事例4】心の健康教育のための活用事例（⑯）

スクールカウンセラー調査研究委員会における研究を通して、心の健康教育におけるスクールカウンセラーと教職員の協働について、実践授業を行った。

小学校6年生に対するアサーショントレーニングの授業では、教職員からは学んでほしいことを伝え、スクールカウンセラーも授業者として教壇に立ち、気持ちの伝え方について説明する場面を設けた。また、学年内で同様の授業を実施する際に、クラスの実態をふまえたスクールカウンセラーの助言により、異なる活動を取り入れてから行うなどの工夫をした。

スクールカウンセラー連絡協議会において、スクールカウンセラーと担当教員を対象に、実践した教諭が実践授業について発表し、心の健康教育の実践に向けて啓発した。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

本市におけるスクールカウンセラーの導入については、平成７年度に始まり、平成１３年度にはすべての中学校への配置となった。その後、平成２０年度からは、段階的に小学校への配置を進め、現在は震災復興の補助を受け、市内すべての小・中学校にスクールカウンセラーを配置（派遣含む）している。

学校現場では、不登校や発達障害のある児童生徒の対応に加え、いじめや非行など、様々な課題に直面しており、更に震災による影響が心配される現在は、学校や保護者からスクールカウンセラーの専門性へ寄せられる期待は急速に大きくなっている。さらに、本市において策定した「仙台市いじめ防止基本方針」の中で、学校組織へのスクールカウンセラーの位置付けを明記したことにより、スクールカウンセラーの重要性は一層高まっている。

そのため、ここ数年の相談件数は毎年１万５千件前後と高い数値となっており、昨年度は１万６千ほどに増加した。相談業務以外にも心理教育等の諸活動を実施しており、その件数は４万件弱となっている。対応人数の総計で見ると、児童生徒が年間約４万４千人、教職員が約３万３千人、保護者が約６千人となっている。相談種別としては、小学校においては学校不適応に関するもの、中学校においては不登校に関するものが多い。

本市におけるスクールカウンセラーの活動は、年々変化する震災の影響が背景にあることもふまえながら進めている。児童生徒や保護者の個別の相談にとどまらず、教員へのコンサルテーションや、教職員とスクールカウンセラーの協働を生かした教育プログラムの実施など、多岐に渡る取組が、学校の教育相談体制の中にも定着しつつある。

（２）今後の課題

当市ではスクールカウンセラーの需要が高いにもかかわらず、各学校の配置日数が十分とは言えない状況がある。そのため、平成２９年度は６地域で中学校区を単位とした「拠点校ブロック方式」を試行的に実施し、スクールカウンセラーの配置形態の見直しを図っているところである。児童生徒のより良い学びのためには、中学校区ごとに義務教育の９年間を見通して、子どもたちの育ちをケアしていくことは大変重要なことであり、本市が推進している小中連携の強化を本事業でも図っていくことで、いわゆる中１ギャップの解消につながるものと期待しているところである。

一方で、震災復興の補助を受けてスクールカウンセラーを派遣している学校が点在しており、「拠点校ブロック方式」のスムーズな導入には至っていない。今後は、震災復興の補助が整理されていくことにも伴い、効果的な「拠点校ブロック方式」の導入を含めた、スクールカウンセラーの効果的な配置、継続的で持続可能な本事業の展開について検討していかなければならない。

また、震災時、乳幼児だった小学校下学年の子どもたちに落ち着きのなさが見受けられるという声が、実際に相談等に対応しているスクールカウンセラーや、学校現場から寄せられている。震災を乳幼児期に体験している子どもたちにとって、震災体験による直接の影響だけでなく、保護者が震災により困難な状況に陥っていたため、適切な関わりを得られずに成長せざるを得なかったことが懸念され、より個別の支援が求められる難しい状況である。

さいたま市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ等の問題の重要性にかんがみ、教職員又は保護者への指導・助言及び児童生徒のカウンセリング等を行い、健全な児童生徒の育成を図るため。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・各校の教育相談部会の実施曜日とスクールカウンセラーの勤務曜日を合わせることで、スクールカウンセラーが出勤する日に部会に出席できるようにしている。
- ・小学校勤務のスクールカウンセラーについて、配置校と派遣校の組み合わせを、可能な限り同じ中学校学区内にすることで、中学校との連携の取りやすさにつながっている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置人数】

小学校	：	52人
中学校	：	57人
高等学校	：	4人
中等教育学校	：	0人
特別支援学校	：	2人

【配置校数】

小学校	：	52校／103校	（派遣校 51校／103校）
中学校	：	57校／57校	
高等学校	：	4校／4校	
中等教育学校	：	0校／0校	
特別支援学校	：	2校／2校	

【資格について】

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者④スクールカウンセリング推進協議会認定に係るガイダンスカウンセラー

①臨床心理士	74人
②精神科医	0人
③大学教授等	0人
④ガイダンスカウンセラー	8人

【主な配置形態】

○単独校	57中学校	（週1日・1回6時間）
	4高等学校	（週1日・1回6時間）
	2特別支援学校	（週1日・1回6時間）
	1小学校	（週1日・1回6時間）
○配置校	51小学校	（月2日・1回6時間）
○派遣校	51小学校	（月2日・1回6時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象 さいたま市スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度） 年3回
※第1回 スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員と合同
第2回 スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員と合同
第3回 スクールカウンセラーのみ

(3) 研修内容

(第1回)

- ・さいたま市の教育相談体制について
- ・さいたま市の特別支援教育について
- ・さいたま市のスクールカウンセラーの業務、事務について

(第2回)

- ・自殺予防について
- ・各学校における緊急対応の実態について～地域・チームで支える～（協議）

(第3回)

- ・性暴力の加害と被害について
- ・他機関の活動を知る

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・性暴力の加害と被害についての講義
→スクールカウンセラーからの希望が多い講義題であったこともあり、興味深く、各校の実態と照らし合わせながら参加できていた。
（協議会の目的を「十分達成できた」・「ほぼ達成できた」が95%）

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法

＜配置等＞

市内6か所の教育相談室1名ずつ配置（月曜日から金曜日まで1名ずつ。金曜日は2名）。
1日7時間勤務。年間40回。

＜業務内容＞

- ①さいたま市スクールカウンセラーに対する指導・助言に関すること。
（新規のスクールカウンセラーについては、スーパーバイザーの年2回の訪問を実施）
- ②緊急事案等における学校の教育相談体制への指導・助言に関すること。
- ③緊急事案等における保護者への指導・助言に関すること。
- ④緊急事案等における児童生徒へのカウンセリングに関すること。
- ⑤緊急事案等に関する情報収集及び情報提供に関すること。
- ⑥教育相談室における相談に関すること。

(6) 課題

- ・連絡協議会を、平日の午後に実施するため、他の勤務の都合で、参加できないスクールカウンセラーをどうしても出してしまうこと。
- ・協議内容について、スクールカウンセラーが集まり、様々なケースについて案を出し合い、検討を重ね、一人ひとりが日々行っている支援に一層役立てられるテーマにすることを目指している。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】心身の保健・健康のための活用事例（⑧）

中学2年生女子生徒Aの事例。当初の問題は「不安が強く、授業中に廊下に出て手を洗いに行く」というものであった。教科による頻度の差などがなかったことから、担任がAとの面接を実施。面接では原因が分からず、担任はスクールカウンセラーに相談。校内の教育相談部会でも情報共有し、スクールカウンセラーは、担任に対し、Aが少しでも安心できるよう、担任を中心としてAの頑張り等を励ますなどの声掛けをするよう助言すると同時に、緊急時には、スクールカウンセラーが、Aに会って支援を行うことを提案した。

しばらくすると、Aが、担任に提出している生活ノートに暴言を記載するようになった。リストカットをしていることもノートから発覚した。担任はすぐにAと面接を実施し、スクールカウンセラーからの助言であった、生活ノートの自分の気持ちを書いてくれたことをまず褒めた。そこから、自分の気持ちを少しずつ話始め、家でも学校でも困ったことはないが、自分の手がとにかく汚く感じて、洗わずにはいられないことを話した。スクールカウンセラーとの面接を希望したため、スクールカウンセラーがAと母との面接を実施。A自身から、どんなときに手を洗いたくなるかや、自傷行為の程度や精神症状の有無などを聴取し、Aと母の希望もあり精神科クリニックへの受診につなげた。受診後も、精神科クリニックのAの主治医に連絡を取り、情報交換を行い、今後の緊急時の対応について連携をとっていく体制を整えた。校内では、校長の指導のもと、状況に応じてAが保健室を利用できるよう、教育相談部会で提案し、利用に向けて、スクールカウンセラーが養護教諭と情報を共有した。その後、Aは、保健室を利用するようになったことで、自分の困りごとを養護教諭に話せるようになり、精神的な不安定さは落ち着いていき、手を洗うこともなくなっていった。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

中学3年生男子生徒の事例。Bは不登校で、中学校に入学式後、2日しか登校していない。母はうつ病で、父から母へのDVがある。父はお酒の問題があり、飲むとBの前で母に暴力をふるい、時にBにも暴言や物投げがある。担任が家庭訪問すると会える時もあるが、前日に家庭の中で何かあると、自室に閉じこもってしまう。家のことは、担任とスクールソーシャルワーカーが母から聞き出せる。母は区の支援課、児童相談所にも相談している。母はBの進路が心配で、とにかく学校に行ってほしいと思っている。母にBのスクールカウンセラーとの定期的な面談を勧めるが、面接予約を入れるも、黙ってキャンセルが続く。どうやら父が「行くな」と母に命令しているよう。母は父に強く言われると逆らえない。学年で授業の調整等を行いながら、担任とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの勤務日にはスクールカウンセラーが担任とともに粘り強く家庭訪問を続けるうちに、Bが週1回、1時間程度、さわやか相談室登校が出来るようになった。校内会議で、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員が、互いにBとBの家庭とのかかわりについて役割分担を行い、スクールカウンセラーはB本人に対して、担任同席のもと、面談を続けることとなった。何度か面談を重ねた結果、父が暴れた後、イライラして、自室の壁をけりつけていることや、先の細いもので、壁に穴を開けていることが分かった。医療機関への受診は本人が強く拒否した。担任から母に連絡し、スクールカウンセラーは母と面接を行った。母によると、母の実父にもアルコールの問題があり、毎晩飲んで暴れて、B母は公衆トイレに逃げ込んでいた過去があることが分かった。

学校は、母の相談先としてつながっている区の支援課、児童相談所の担当者呼びケース会議を開催し、今後の支援について協議を行った。その中で、学校は、粘り強くBや母との面談を続けながら、Bの進路決定に向けて、さわやか相談室での学習の支援やBへの学習評価について丁寧に行うこと、担任とスクールソーシャルワーカーの家庭訪問を継続しながら、母の了承のもと、関係機関と連携していくことになった。

その後Bは、面接を続けながらさわやか相談室に週3日通うようになり、担任から授業プリントを受け取り、学年職員と各教科のプリントに取り組めるようになった。母は関係機関の担当者と、夫からDVを受けた際の通報の仕方についての約束ごとを繰り返し確認している。

【事例３】性的な被害についての活用事例

高校生女子生徒の事例。女子生徒Cは過去（小学校高学年時）に性的な被害を受け、高校生になり心身の不調が顕著になった。当初は中学校からの引継ぎを受けた学級担任が中心となって、本人から話を聞くなどの対応を行っていたが、その後徐々に自分自身を責める発言が増え、手首への自傷行為など緊急性が高まり、スクールカウンセラーによる面談につなげた。Cとの面談を継続しながら、担任は、スクールカウンセラーからのスーパーバイズやコンサルテーションを受けながら、Cに対して外部の支援機関（教育相談室、医療機関）へと繋いでいった。スクールカウンセラーは毎週のように校内ケース会議に出席し、担任、学年主任、養護教諭、管理職へのコンサルテーションを行いながら、教職員に対して精神的な支えとなり、外部機関との連携では、調整役を果たした。また、流れの中で、Cの母親に対し、関わり方の助言をしたり、医療機関受診に戸惑う気持ちに寄り添い、支えとなった。

その後、Cは外部の専門機関につながることができ、治療的な支援を継続している。リストカットは続いているが、この支援体制を続けていくことが大切であることを各機関が共通理解し支援にあたっている。

【事例４】教育プログラムのための活用事例（⑩）

『いのちの支え合い』を学ぶ授業」の実施

背景：平成２２年 カリキュラム開発

平成２３年 研究指定校による研究

平成２４年 全校実施

児童生徒が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付けることを目標に、小学校５年生～中学校３年生まで、市内の全小・中学校で実施し、年間指導計画に位置付けて実施。この授業のゲストティーチャーとして、スクールカウンセラー、養護教諭、さわやか相談員が講師を務める。

	学年	副題	主な学習内容
小学校	５年生	悩みと上手につき合おう	自分が悩んだときの相談の仕方
	６年生	友達のよい相談相手になろう	友達からの相談ののり方
中学校	１年生	ストレスを上手に発散しよう	ストレスの発散の仕方
	２年生	心だって風邪をひく	自分や友達の深い悩みの対処の仕方や「生きていても仕方がない」という気持ちにどう対処するか
	３年生	自分の将来に自信をもって	進路の悩みの対処の仕方

成果：平成２９年度 さいたま市学習状況調査「生活習慣等に関する調査」調査結果

困ったり、悩んだりしたときに、「相談したい」「どちらかといえば相談したい」と思う割合が、小・中学校ともに増加している。

→小学校（H28：82.2%→H29：85.9%）・中学校（H28：75.7%→H29：77.0%）

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

＜相談件数＞

相談延べ件数	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	H28とH29の比較
小学校（１０３校）	１２８４１件	２２２１２件	２０９６２件	３８０３２件	＋１７０７０件
学校ごとの勤務回数	月１回	月１回～２回	月２回	月２回	
中学校（５７校）	４８５５０件	４８５４３件	５８７０４件	６４２３０件	＋５５２６件
学校ごとの勤務回数	週１回	週１回	週１回	週１回	
高等学校（４校）	３５５件	５３７件	１０１５件	３３１９件	＋２３０４件
学校ごとの勤務回数	月２回	月２回	月２回	月２回	
特別支援学校（２校）	２７件	１４２件	７４６件	１２７０件	＋５２４件
学校ごとの勤務回数	月２回	月２回	週１回	週１回	
合計	６１７７３件	７１４３４件	８１４２７件	１０６８５１件	＋２５４２４件

※統計の実施方法

- ・対象 市立小・中・高等・特別支援学校
- ・回数 年３回（学期ごと）
- ・様式 「活動状況報告」にスクールカウンセラーが記入し、管理職が確認し学校ごとに提出

（スクールカウンセラー活動状況報告書の成果から）

- さわやか相談員や養護教諭、スクールソーシャルワーカーと個々の現状と課題を確認し合うことにより、役割分担をしながらケースにあたることができた。
- スクールソーシャルワーカーと情報交換を行い、より多角的、総合的な支援が行えつつある。

（２）今後の課題

- ・会計年度任用職員制度への対応
- ・超過勤務のない勤務体制の確立
- ・質の高い人材の確保

千葉市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止、早期発見・早期対応のために、児童生徒や保護者の悩みや不安を受け止めて相談に当たったり、教職員へ助言をしたりする。

（2）配置・採用計画上の工夫

○平成17年度に、市内全中学校へ配置を完了している。

○平成25年度より、小学校へ配置を開始し、順次拡充している。平成31年度には、拠点・巡回方式等で、全小学校へ配置予定である。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

◆配置校数

○中学校

市内全中学校55校へ配置

○小学校

市内全小学校111校中40校へ配置

・各行政区（6区）に1校を拠点校とし、それぞれに1名を配置。

各拠点校に配置されたSCが5校の巡回校を担当している。

・総合校1校

・小中一貫教育推進研究指定校等3校

※上記の配置校以外の小学校は、学区中学校配置のスクールカウンセラーが対応する。

◆資格について

○スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 38人

②精神科医 0人

③大学教授等 1人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 8人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

◆勤務形態について

○単独校 55中学校 （週2日・1回4時間）（週1日・1回8時間）

○拠点校 6小学校 （年間60時間・1日4時間 15回勤務）

○巡回校 12小学校 （年間40時間・1回4時間 10回勤務）

○統合小学校 1小学校 （週1回・4時間）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

１回目（４月）２回目（９月）…スクールカウンセラー、配置校教頭
３回目（１月）…スクールカウンセラー

（２）研修回数（頻度）

年間３回

（３）研修内容

活用計画の説明、運営上の諸課題と方策（講演・演習）

（４）特に効果のあった研修内容

事例研究（架空事例についての検討・シェアリング・スーパーバイザーの助言）

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置…有

○活用方法……各学校において緊急事態が発生した場合の心のケアの支援

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの指導・助言

学校における教育相談体制の充実や強化に関する活動

（６）課題

○スクールカウンセラーの配置拡充をすすめるにあたり、経験の少ないスクールカウンセラーも採用も多くなった。そのため、スクールカウンセラーの資質・向上を図る必要がある。スーパーバイザーが初任スクールカウンセラーの研修も実施しているが、現状と実態を踏まえ、より一層充実させていく。

○市全体の研修会だけでなく、地区担当のスーパーバイザーを活用し、区ごとや中学校別などの小規模での研修の実施についても模索していく必要がある。

○各学校において一層の教育相談体制の充実を図るために、「チーム学校」の視点にたち、スクールカウンセラーの活用と共にスクールソーシャルワーカーや他機関との連携についてなど、学校の教職員の理解促進のための研修を充実させる必要性を感じる。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①④⑧）

Aは中学2年生男子。中学1年生の定期テスト後から、起立性障害を発症し登校できなくなった。2年生になっても登校できず、4月の連休前に担任がスクールカウンセラーへ相談した。連休明けの保護者面談の設定や、登校刺激について話し合った。母親との面談は継続して3回実施し、子育ての悩みや、Aへの接し方で困っていることなどを話し合った。Aはスクールカウンセラーとの面談を拒否していたが、次第にAは、対人関係がうまく築けないことや部活動での悩みなど自分の思いを母親に話すことができるようになった。ケース会議を開くと共に、SCは担任や部活動顧問とも連携を図り、学級の人間関係を見直すこと、部活動でのAの不安を取り除くことについて、Aの居場所づくりを進めた。担任は学校の状況を伝え、無理のない登校の仕方について提案することで、Aは登校へ意欲を見せるようになった。7月から、Aはカウンセリングルームへ登校できるようになった。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

Aは中学1年生女子。小学校4年生の頃から、登校渋りや欠席が続くようになり、心配した母親とAは学区中学校のカウンセラーと面談を定期的に行っていた。母親は精神的に不安定なところがあり、病院へも通院している。母親はスクールカウンセラーを信頼しており、定期的な面談は母親の心の安定にもつながっていた。

中学校に入り、Aは登校できるようになっていたが、ある日、「母親が嫌い。家に帰りたくない。母親のメモに自分の悪口が書いてある。」とスクールカウンセラーへの相談があった。また、その頃、Aの家の近所の人から、「母親がAを大声でののしっている。」と児童相談所への相談もあった。教職員、スクールカウンセラー、児童相談所と連携し、ケース会議を開き、AやA母親への今後の対応について話し合った。Aには何か起きた時の避難場所や連絡先を確認し安心させること、A母には定期的な家庭訪問やSCとの面談を継続することで、親子の関係が良好に保てるよう、対応を進めた。

【事例3】校内研修ための活用事例（⑮）

毎月の教育相談部会にスクールカウンセラーが参加し、児童生徒の様々な事例について、専門的な視点からアセスメントを行い、対応について教職員への助言を行っている。教育相談週間の前には、カウンセリングの手法や留意点について教職員へ伝えた。

また、夏休みの研修会では、発達障害を伴う不登校が増えているという実態から、ユニバーサルデザインの視点にたち、教室環境の整備や子供に対する言葉かけについてや、LGBTの対応について等、スクールカウンセラーが講演を実施した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

◆相談件数の推移

スクールカウンセラー相談件数(件)						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
中学校	21,083	17,853	18,440	20,133	19,857	24,939
小学校	479	1,567	1,843	3,299	3,394	4,649
合計	21,562	19,420	20,283	23,432	23,251	29,588

◆学校現場（教職員）の声

- 他者とのコミュニケーションがうまく取れない児童が増えている。スクールカウンセラーは、特別支援教育コーディネーターや養護教諭と連携を図り、本人、保護者と面談し、改善が見られた。
- 不登校や教室へ入れない生徒の話聞き、担任とのパイプをつないでいた。教職員の生徒への接し方についても助言してもらい、担任は自信をもって学級経営を行うことができた。
- 保護者の抱える不安への心のケアはもちろん、思春期を迎えた子供に適切な対応の仕方を助言し、家庭で支えられるようにしてもらった。
- 教育相談部会や「いじめ防止対策委員会」に参加をしてくれ、専門的な視点で個々の問題の適切なアセスメントをしてくれることで、その後の対応に生かすことができた。
- PTA主催の研修会で、「思春期における心理」について講演してもらった。

（２）今後の課題

- 現在千葉市では、全中学校にスクールカウンセラーを配置し、成果をあげている。今後は、全小学校における定期的な配置を行う予定であり、生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見、早期解決につなげていきたい。また、中学校においては勤務時間を増やして欲しいという要望が多い。児童生徒・保護者・教職員への支援の必要性は高まる一方であるため、スクールカウンセラーのより効果的な配置を検討していきたい。
- スクールカウンセラーの資質や経験に違いがあるため、その資質の向上を図る研修等を充実させる必要がある。
- 各学校において、初期対応のまずさにより、困難な事態や長期化するケースになってしまう事案が多い。初期対応において、カウンセラーによる専門的な視点での見立てを生かすなど、チームで行う教育相談活動ができるよう、各学校への理解促進を進めていく。

横浜市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、暴力行為、不登校等に対して、未然防止や、早期発見、早期対応を目的とし児童生徒や保護者、そして教職員との相談活動を通じて、組織的なチーム支援を円滑に進めるために「心の専門家」である臨床心理士等を市立学校に配置する。

（2）配置・採用計画上の工夫

横浜市では、小学校で相談したカウンセラーに引き続き中学校でも相談できる、本市独自の制度である「小中一貫型カウンセラー配置」を推進し、義務教育9年間を見通した相談体制を構築している。平成29年度に全中学校139ブロック・義務教育学校2校への配置が完了した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数について

小学校	: 137人
中学校	: 137人
義務教育学校	: 2人
高等学校	: 10人
教育委員会等	: 2人

※配置校数について

小学校	: 340校
中学校	: 146校
義務教育学校	: 2校
高等学校	: 9校
教育委員会等	: 1箇所

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて：

- ①臨床心理士 124人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 0人
- ④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 12人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 9人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④ 上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

※主な配置形態について

- 中学校 (週1日・1回7.5時間程度)
- 小学校 (週1日・1回4時間程度)
- 高等学校 (週1日・1回6時間程度)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

全カウンセラーを対象とする

(2) 研修回数（頻度）

非常勤嘱託員（学校カウンセラー）は年間10回程度実施

非常勤職員（スクールカウンセラー）は年間5回程度実施

(3) 研修内容

- ・専門性を高める研修（精神医学、発達障害、アセスメント等）
- ・横浜市の施策、事業に関する研修
- ・児童生徒指導上の連携強化に関する研修（いじめ、希死念慮、関係機関連携、事例検討）

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・専門家を招いての研修（ケースの見立て、緊急支援等、事例検討）は専門性を見直すとともに専門性を高めることにもつながる。
- ・関係機関連携の研修（児童相談所、青少年相談センター、小児療育センター）は、カウンセラーとしての適切な関わり方、連携の方法を確認する機会となっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 あり （大学教授等有識者に依頼している）

○活用方法

（教職員への指導、助言）

学校で生じている児童生徒のいじめ、不登校、集団不適應等様々な問題解決に向けて教職員に対し具体的な指導、助言を行うとともに、教職員の問題解決能力の向上を図り、学校における相談機能の充実を図る。

（児童生徒をめぐる事件や事故の事後対応への指導、助言）

学校内外で発生する事件事故に伴って生じる児童生徒や保護者、教職員等の精神的な不安や悩みへの対応、学校、学級としての対応に関して、初期対応や中長期的展望、機能回復の視点に立った対応の仕方等の専門的な指導、助言を行う。

(6) 課題

カウンセラーの専門性向上を図るために、実態や現状に応じた専門性のあり方を検討していくこと

各学校のニーズに合わせた相談体制づくり

産休等での代替えカウンセラーの不足、産休制度の見直し等

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】中学校3年生の不登校（ひきこもり）状態解消のための活用事例（①）

中1の入学式から3日間のみ登校し、それ以降は一度も登校できなくなった。学校（担任）も本人に会えずスクールカウンセラーが保護者（母親）と定期的な面接を繰り返すことがきっかけとなり、関係機関の一つとして、教育総合相談センターと連携し、ボランティア学生が家庭訪問をする事業（ハートフルフレンド家庭訪問）につながることができた。以降、学生の継続訪問を通じて学校（担任）も本人に会えるようになった。

【事例1】「小中一貫型カウンセラー配置」を活用した事例（⑪）

一般学級に在籍をする小学6年男子は、自分の思い通りにならないことがあると教室から飛び出したり、大声で泣いたり等、気持ちの切り替えが難しい児童であった。

本児が中学年の頃から当該校カウンセラーが関わり、保護者面談を行っていた。カウンセラーの勧めで保護者の了解を得て、情緒障害通級指導教室の担当者に授業参観を通して実態把握を行ってもらい、その都度、参観後、校長を含む関係の教員でケース会議を行っていた。

カウンセラーは保護者との面談の中で、ケース会議での具体的な支援策等を共有し、本児の実態に対する保護者の理解を深めていくことができた。

中学校進学を前に、特別支援教育総合相談センターでの教育相談を受け、中学校は本人の希望もあり、個別支援級に入級し、本人の自己肯定感を高める支援に重点をおいた支援を行っていくことになった。

「小中一貫型カウンセラー配置」により、小学校在籍時の状況を把握している同じカウンセラーが中学校でも関わっているため、本人と保護者の安心感につながっている。

【事例1】緊急心理支援（当番制度）のための活用事例（⑫）

集団登校時の交通事故を目撃してしまったケースで、学校の正常化（機能回復）と心理的な支援、二次被害の防止を目的として、緊急支援の当番制を活用し発生初期（発生から3日間）に勤務校以外の学校に入校し児童のカウンセリング、その保護者へのカウンセリング、教職員向けの心理教育等の支援を行った。

急性ストレス反応の解消、PTSDの予防、精神的安定、児童生徒・保護者との信頼関係の深まり等の効果があった。

当該校のカウンセラーはその内容を引継ぎ、中長期的な支援に繋げた。

【事例4】教育相談（傾聴訓練）研修講師としての活用事例（⑮）

小中学校の児童生徒指導担当教諭を対象とした教育相談（傾聴訓練）研修での講師をスクールカウンセラーが行っており、専門性を活かした効果的な研修が実践できている。

目的；教職員が相談に来た児童生徒や保護者の思いや気持ちを受け止めるための感性を磨くとともに傾聴の基礎技法を学び学校での相談活動に活かすことができるようにすること。

内容；聞き手、話し手、観察者等の役を決め、二人組や三人組による基本演習

ロールプレイによる総合演習 等

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

小学校で相談したカウンセラーに進学先の中学校でも引き続き相談できる「小中一貫型カウンセラー配置」を実施することで、子どもや保護者の安心感や信頼感に繋がっている。

また、ブロック内の小学校、中学校が同じカウンセラーからの情報を共有することで連携の推進も図ることができる。

所属校での相談が困難な場合は、区役所やブロック内の他の学校で相談できるよう柔軟な対応をすることで、相談者が安心してカウンセラーと面談が行えるようになった。

（２）今後の課題

不登校だけでなく、いじめや虐待、発達障害等、多岐にわたる課題に対応できる専門性や各学校の実態、ニーズに柔軟に対応できるカウンセラーの育成と配置が求められる。

教職員だけでなく、関係機関との連携がスムーズに図れるような相談体制の充実を実践できる資質や能力が求められる。

川崎市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、暴力行為等の未然防止、早期発見、早期解決のために、心理的立場から児童生徒・保護者とかかわり、総合的見地からカウンセリングを行い、必要に応じて保護者や教職員に助言・援助を行う。また、校内の相談体制を充実させるために、専門的知識を生かして教職員に向けて研修や助言を行ったり、校内と他機関をつなぐ役割を果たしたりして、問題行動の未然防止、早期発見、早期解決を図ることを目的とする。緊急の問題が生じた場合には、早期解決のために、該当校におけるカウンセリング等の調整を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校については、スクールカウンセラーを全52校に1回7時間、年間280時間配置し、およそ週に1回程度の配置を行っている。小学校については、保護者の要請に応じて、総合教育センターに勤務する学校巡回カウンセラーを派遣している。平成28年度からは、特別支援学校に要請に応じて学校巡回カウンセラーを派遣することとした。平成29年度からは、市立高等学校の全日制・定時制課程のすべての生徒が利用できるようにするため、スクールカウンセラーの勤務時間を12:45～18:30として派遣した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

◇配置人数

中学校：36人 教育委員会等：7人

◇配置校数

小学校：58校 中学校：52校
高等学校：5校 特別支援学校：1校 教育委員会等：1箇所

◇資格

①スクールカウンセラーについて

- ・臨床心理士 38人
- ・自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 1人

②スクールカウンセラーに準ずる者について

- ・大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人

◇主な配置形態について

単独校	52中学校	(1回7時間 年間40日)
巡回校	5高等学校	(1回5時間45分 年間40日計画派遣) (1教育事務所に配置)
	113小学校	(要請に応じて派遣) (1教育事務所に配置)
	4特別支援学校	(要請に応じて派遣) (1教育事務所に配置)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

（２）研修回数（頻度）

◇中学校配置スクールカウンセラー 年間４回

◇学校巡回カウンセラー 年間４１回（事例会議、医療相談、大学教授による研修）

（３）研修内容

◇中学校配置スクールカウンセラー

①専門家を招いての講演（年間２回）

- ・子どものグリーフケアについて（講師：グリーフサポートステーション代表）
- ・外国人母子が抱える困難と支援について（講師：移住者支援団体理事）

②他機関等との情報交換（年間２回）

- ・児童相談所、教育相談センター、精神保健福祉センター、フリースクール等、スクールソーシャルワーカー等が参加し、情報共有とともに、小グループで情報交換。

③校内連携についての情報交換（年間１回）

- ・生徒指導担当

④スクールカウンセリング活動についてのパネルディスカッション及びグループ協議

◇学校巡回カウンセラー

①事例会議（年間１６回）

②医療相談（年間１５回）

③大学教授による研修（年間１０回）

※必要に応じて中学校配置スクールカウンセラーの研修に参加

（４）特に効果のあった研修内容

いじめ、不登校等を未然に防ぐために、より多くの生徒にスクールカウンセラーについての周知を行うという観点から、改めてスクールカウンセラーの活動について、全スクールカウンセラーで情報共有し、専門職としてそれぞれ何ができるか考える機会を持った。

活動を工夫しているスクールカウンセラー数名をパネラーとして、活動の目的や内容、実践する上で校内での調整をどのように行ったか、実践しての効果や課題等を出し合い、質疑応答した後、小グループでそれぞれの実践についての情報交換をしたり、今後、何をどのように取り組むか等について話し合ったりして、次年度の活動を工夫するきっかけとなるようにした。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 有

○活用方法

- ・スクールカウンセラーへの指導・助言
- ・緊急の問題が生じた場合、該当校でのカウンセリング等の調整
- ・研修講師（適応指導教室相談員向け、児童支援コーディネーター向け）
- ・スクールカウンセラー配置体制の充実に資する業務等

（６）課題

- ・経験の浅い者への研修内容の充実
- ・研修時間の確保

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】自殺企図のあった生徒のための活用事例（⑧⑨）

高校3年生。受験（進路）や対人関係への不安から自殺企図。母からの連絡により学校が事態を把握した。連絡を受けた学校はすぐに管理職、担任、養護教諭、生徒指導担当、スクールカウンセラーと協議を行った。結果、母に、本人の医療受診を勧めることにした。また、スクールカウンセラーが母支援を、担任及び養護教諭が本人支援を行うという方針を立てた。母は学校からの勧めに応じ受診した。緊急入院や服薬の必要はないとの医師の判断だったので、学校で支援をしていくこととなった。スクールカウンセラーは母面接の中で、母の動揺に寄り添うとともに、家庭における本人への過剰な刺激を排除し環境を整えるようにした。学校は母と連携し本人の状態把握に努めた。また、本人が登校しなくても家庭訪問や電話連絡をし、関係を切らないよう努めた。母や本人の動揺が落ち着いてくると登校するようになった。受験（進路）、対人関係への不安は残ったため教室での授業参加は難しかったが、学校は本人が学習をすることができる体制を整えた。

自殺企図という緊急性の高いケースであったが、学校の迅速な対応、適切な役割分担のもと、本人は自分の進路についてじっくりと考え、自己選択し、卒業していった。チーム学校として生徒の命を救い、人生を支えた事例である。

【事例2】虐待をしてしまう母親を支援するための活用事例（⑬）

小学校1年生。母が育児不安から虐待をしてしまうと学校に訴え、スクールカウンセラー派遣申込みがあった。すでに児童相談所にも関わって支援を受けている家庭だった。スクールカウンセラーは一時的に高まっている母の不安を、話を聞くことで安定させた。また、母が不安定になったときの対応について、学校に助言をし、学校の相談体制を整えた。学校は、その後は、母子平行面接を行っている児童相談所と連携して、母子を支えた。

【事例3】過去に性被害にあった生徒を支援するための活用事例

主訴は友人関係が苦手という中学3年の女子のケース。当初の主訴は、「集団が苦手、女子との人間関係づくりが苦手」であったが、相談の中で、「小さいときに電車の中で知らない男の人に体を触られた。そのときはとても怖かった。今でも時々そのことを思い出して辛い。男の人を見ると怖い。」との訴えが出てきた。スクールカウンセラーは担任や学年主任、養護教諭と情報共有して、今後の対応について話し合った。その後もその生徒は、友人関係を主訴として継続的にスクールカウンセラーとの相談は続いていた、時折、「男性が怖い。」という話も出ていたので、スクールカウンセラーは、教職員と配慮できる点や本人の状態について情報共有し、校内で配慮できること等を検討しながら支援を続けた結果、不安が少しずつ軽減されていった。

【事例4】生徒理解等のための活用事例（校内研修）

初任の教職員に向けて、1時間程度の研修を毎年実施している。学校生活のどのような場面で生徒はつまずきやすいのかについて、学習面・行動面・対人面からとらえることや、教室ではどのような点に気を付けて行動観察したらよいかなど、生徒理解を深めるための研修を行っている。また、保護者とのかかわり方や、スクールカウンセラーの相談へのつなぎ方についても伝えるようにしている。

研修を通して教職員の生徒を見る視点が変わり、かかわり方への変化が見られることがある。また、初任者の中には、「スクールカウンセラーとは、困っている生徒や不登校の生徒が相談に行く存在。」と思っている者が多いが、研修を通して、教職員もスクールカウンセラーと情報共有したりコンサルテーションを受けたりしながら、生徒の成長を共に支える存在であることを理解することで、気になる生徒がいたときに早

めにスクールカウンセラーに相談したりすることにつながり、それが不登校等の未然防止につながっているという効果もある。また、担任をしている場合には、担任が困っているケースが研修の中で出され、スクールカウンセラーがコンサルテーションする機会にもつながっている。

このように、スクールカウンセラーの専門的視点からの研修を行うことは、教職員の生徒理解や不登校や問題行動の未然防止につながる効果につながるなど、チーム学校の一助となっている。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

小学校では、特に、保護者、教職員の相談が増加している。保護者は、子育てについて専門家に相談したいというニーズが高く、教職員は、学校での支援に活かすため、カウンセラーとの情報共有等を積極的に行うケースが増えており、カウンセラーがかかわることでの効果として見る可以考虑。

中学校では、特に教職員との相談が増えているが、これはスクールカウンセラーが、情報共有やコンサルテーション等を通して、教職員と協働しながら支援を行っていることが読み取れる。このことは、スクールカウンセラーがチーム学校の一員として活用されている効果としてとらえることができる考える。

高等学校では生徒の相談が増加している。相談の中には重篤なケースもあり、その対応には教職員とカウンセラーの協働でかかわることの効果が認められ、年々、カウンセラーへのニーズが高まっているのではないかと考えられる。

学校巡回カウンセラー派遣事業 小学校・相談延べ人数推移（単位：人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
保護者	158	241	282	179	242	187	249	305	349
児童	50	62	58	65	54	80	23	41	29
教職員	3	51	95	124	288	260	318	330	356
計	211	354	435	368	584	527	590	676	734

スクールカウンセラー配置事業 中学校・相談延べ人数推移（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29
保護者	3325	3155	3159	3297	3844
生徒	5672	5553	4699	4354	4992
教職員	9443	9103	9081	9437	11294
その他	227	242	229	168	173
計	18667	18053	17168	17256	20303

学校巡回カウンセラー派遣事業 高等学校・相談延べ人数推移（単位：人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
保護者	45	33	29	25	51	95	81	89	90
生徒	416	339	345	392	415	423	477	531	648
教職員	53	90	107	225	360	519	604	608	496
計	514	462	481	642	826	1037	1162	1228	1234

（２）今後の課題

- ・スクールカウンセラーの職及び配置の在り方
- ・安定した人材の確保

相模原市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

青少年教育カウンセラーを市内全小・中学校に派遣することで、教育の専門家（教職員）と心理の専門家（青少年教育カウンセラー）が互いの専門性を尊重し、連携しながら、複雑化・多様化する児童・生徒の当面する課題の解決と健やかな成長に向けての支援の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校には週1回、（一部の小規模校には隔週）中学校には週1回～2回（一部の小規模校には隔週）学校規模や不登校数・問題行動の状況などに応じて配置している。その際、中学校区の小・中学校に同一のカウンセラーを置き、小・中連携型配置を基本としている。

また、市内の7箇所の相談指導教室（適応指導教室）に相談指導教室付きのカウンセラーを配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

配置

小学校：72校

中学校：37校

相談指導教室（適応指導教室）：7箇所

資格

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 57人

②精神科医 0人

③大学教授等 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 11人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 1人

③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者 0人

勤務形態

単独校	10中学校	週1回	} 全て1回7.5時間
	24中学校	週2回	
	2中学校	隔週	
	3小学校	週2回	
	61小学校	週1回	
	7小学校	隔週	

1小学校：週1回午前のみ、1中学校：週1回午後のみ 1回4時間

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

青少年教育カウンセラー 69名

（２）研修回数（頻度）

- ①新任者研修 年度始めに 2 回
- ②臨床心理研修 年間 3 回
- ③精神医学研修 年間 1 回
- ④精神科医が加わるケースカンファレンス 年間 4 回

（３）研修内容

- ①新任者研修
 - ・「青少年相談センター」の業務及び青少年教育カウンセラーの業務全般について
 - ・市内視察研修（市内の相談室、相談指導教室等の視察）
- ②臨床心理研修会
 - ・東京学芸大学准教授 松尾直博先生
講義「発達障害についての理解
(心理的アプローチの仕方や SC としてのかわり方)」
「被虐待児対応、トラウマケア、緊急対応などについて
自傷行為、自殺等の対応について」
 - ・お茶の水女子大学准教授 青木紀久代先生 } 2 ケースの
・花クリニック臨床心理士 田中千穂子先生 } 事例検討を行った。
- ③精神医学研修会
 - ・北里大学医学部精神神経科学 相模原市寄附講座
(地域児童精神科医療学) 特任講師 井上 勝夫 先生
講義「青少年教育カウンセラーから児童精神科医への Q & A」
- ④精神科医が加わるケースカンファレンス
 - 目的： 医学的治療の必要性について協議したい事例を提供し、精神科医師からの判断助言を受ける
ことでより的確なケースの見立てやケース運びができるようになる。
 - 講師：
 - ・北里大学東病院院長 宮岡 等 先生
 - ・北里大学医学部精神神経科学 相模原市寄附講座
(地域児童精神科医療学) 特任講師 井上 勝夫 先生
 - 内容：事例検討

（４）特に効果のあった研修内容

- 初任者研修 複雑多岐にわたる業務全般について、また市内の関係施設を視察することにより、相模原市全体の（地域ごとの特徴など）状況把握ができた。
- 臨床心理研修会 松尾直博先生の講義
市の「支援教育推進プラン」、障害者差別解消法を改めて確認することができた。
また、「自傷行為」のケースが増加している中、「置換スキル習得」についていくつかの内容を知ることができ、今後の相談業務に役立つものとなった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S V の設置 設置なし
- 活用方法

（６）課題

相談内容が多岐にわたり複雑化していることから、カウンセラーの専門性を高めるため、定期的に大学教授等の有識者等による助言を受ける機会の設置、日常的にカウンセラーをサポートし統括を行う常勤の心理職の配置が必要であると考えている。

また、学校内でのカウンセラーの需要度も高くなり、活用がかなり多くなってきているものの、業務以外の役割を担うことも見受けられるため、校内でのカウンセラーの役割の再確認が必要であると考えている。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】「家庭環境」のための活用事例（⑥）

中学３年生 女子 家族構成 母、本人、兄、弟
母親が精神疾患を抱えているケース。

中学２年のときにカウンセラーにつながり、学校にて相談。主に家庭内の問題について話す。

ももとは市外で暮らしていたが、住宅の購入を機に現住所へ転居した。父親は転居前に病死しており、母子家庭として転入してきた。また、それ以前から母親には精神疾患があり、統合失調症と疑われているが、通院歴等は不明、現在も通院はしていない。会話が通じなかったり、突然の来校や真冬に半袖、短パンでの徘徊をしたりなどの行動が度々見られていた。

子育て支援センターがネグレクトケースで受理はしていたが、なかなか大きな決め手もなく進展がない状態が続いた。本人とはカウンセラーが唯一つながっており、その中で家庭の状況が語られ、その情報を関係機関と定期的に共有することで対応を思案していた。

中３の１学期に、本人がカウンセラーに修学旅行へ参加したい意向を伝え、学校が家庭訪問し母親を説得しようと試みたが、母親は警察を呼んで拒否。結局、修学旅行への参加はできなかった。（一つ上の兄も参加できず。部活や校外学習には参加させてもらえない。）２学期、進路について本人はカウンセラーに保育士になる夢を語っていたが、母親が進学を許可するかどうかを不安に感じていた。（兄は、母親の意向で全日制ではなく通信制となった。）本人の進路のことや今後の金銭面等を踏まえて、子育て支援センターと児童相談所は保護の方向性を探っていた。そのためカウンセラーが、保護した場合のことや今後のことについて繰り返し相談ができるように、本人とケースワーカーをつなげた。本人の不安が高かったため、相談にはカウンセラーが同席し、不安をやわらげた。

その後、本人の進路について母親から「進学しないでほしい」と告げられたことで、本人が自分の将来が母親のせいだめになると感じ、保護の意向をカウンセラーに話す。学校から児童相談所にその旨が伝えられ、保護となった。その際も、保護されるまでどのように生活していけばいいかなど本人とカウンセラーで話をし、荷物を少しずつ学校に運び込むなどし、無事に保護された。

【事例２】「児童虐待」のための活用事例（⑬）

中学２年生 女子 家族構成 母、本人、
母親からの虐待が疑われて、一時保護につながったケース。

本人が「小学校の頃から母親から叩く、怒鳴るといった暴力を受けている、母親は食事を作らない、一日中ゲームをしている。」という話を養護教諭に打ち明け始めた。養護教諭のもとへ来る際にはカウンセラーが陪席して話を聞くようにしたところ、本人が相談室に自ら来て話をするようになった。その後、更に先々行われる体育祭について母親から出席を阻むような発言があったり、希望していた個別支援を母親が許可してくれないと本人から訴えがあったりした。カウンセラーは「虐待の疑いあり」との認識で、本人を説得して子育て支援センターへの通告義務を果たすことを学校側と確認したが、本人が母親に知られることを恐れ通告を嫌がったため、学校職員とともに注意深く見守り SOS の出し方を本人に伝えることになった（緊急時

の学校への連絡の仕方、警察への連絡、ヤングテレホンの確認等）。3月に単身赴任中の父親が急逝したことで、母親も本人も不安定さが増した。カウンセラー、養護教諭、支援教育コーディネーターは本人の訴えをいつでも受け止める準備があることを本人に伝えた。5月になって一旦下校した本人が再び学校に戻り、「母親とはもう無理、保護してほしい」と自ら訴えるに至り、児童相談所での一時預かりとなった。その後、母子ともに児童相談所ケースワーカーとの面談の中で、生活の立て直しについての見通しが立ち、解除となった。その後は学校において本人の様子を見守っている。

【事例3】「性的な被害」のための活用事例

中学2年生 女子 家族構成 祖母、本人

学校の先生からの紹介でつながり、主に学校をコンサルテーションで支援したケース。

両親は本人が幼少の頃、育児を放棄し、祖母が親権者になり本人を育ててきた。本人が中学2年の時、信頼している学年担当教諭に「祖母が身内など親しい人が立て続けに死んだことによりショックで家事をしなかったり、「死にたい」と言ったりしている。」と話す。数日後、本人が「祖母が心中したいと言っている。自分も殺されるのではないか。」と学年担当教諭に訴え、学校が子育て支援センターに通告し、受理される。

祖母の状態は落ち着いてきたが、祖母は夜勤のある仕事をしていて、本人の様子を十分に把握することは難しかった。ある日、本人はSNSで近くに在住の男性と知り合い、祖母不在時、家にその男性を招き入れ、レイプされてしまう。

休み明けに、本人が学年担当教諭にそのことを打ち明け、カウンセラーにつながった。カウンセリング時の本人は解離状態が見られ、食事も受けつけられない、眠れないことが語られた。また、祖母はパニック状態になり、本人に「あんたの人生ダメになる」と言い続けるとのこと。本人のつらい気持ちを受容した。

本人は、学校では明るくふるまっていた。カウンセラーとの話の中で、本人が「大好きな学校で、嫌なことを思い出すのは今後つらいかも。」と言ったことや、将来に向けてより専門的な相談が必要であると考え、学校とカウンセラーで、警察の少年相談・保護センターの相談につなげた。

祖母への働きかけや支援は子育て支援センター、本人への働きかけや支援は学校と少年相談・保護センターが担い、カウンセラーは、学校が本人の状態を正しく理解できるようコンサルテーションを行っていった。本人は、学校であっけらかんとしていることが多く、本当は傷ついているということを学校職員から理解されにくかったため、「深い傷つきがあったときに表れる様子」等を丁寧に学校職員に伝え、本人への理解を深め、より適切な寄り添いや働きかけができるよう促した。

中学3年になり、祖母から「加害した相手が近くに住んでいることが、本人の精神状態、今後の生活にも良くないのではないか」と、学校と子育て支援センターに話があり、転出して新たな生活を始めた。

【事例4】「教職員」のための活用事例（⑮）

市内A中学校にて「緊急支援の必要な生徒理解と具体的な対応について」というテーマで校内研修を行った。

参加者：管理職を含めた全教職員

自傷行為について教職員が知ってほしいことについて6つのポイントで話をする。その後、リストカット等の傷を見せられた場合等、実際に教育現場で起きた場合の留意点について説明をする。さらに、「自殺行為と自傷行為の違い」「リストカットをする生徒との「出会い」に心がけること」「親には言わないでと言われるたら」とより具体的な場面を想定して話をした。最後に架空事例をもとに、どのように対応するかを個人→グループで検討し、全体で交流し、深めることができた。

教職員全体で緊急支援の必要な生徒の理解と具体的な対応について深めることができたため、担任・学年で自傷行為等の初期対応に生かすことができた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

【小学校出張相談】

平成 29 年度の延べ受理件数は 29,697 件で、前年度より 1,115 件（3.8％）増加。

相談対象別では、児童の相談件数が前年度に比べ 464 件、教職員からの相談も 644 件と、それぞれ増加。これは平成 29 年度カウンセラーを増員し、大規模校 3 校のカウンセラー派遣日数を週 1 日から週 2 日に変更したことによるものと捉えている。

相談内容別では、平成 29 年度は「コンサルテーション他」が最も多く、5,482 件。次は「授業観察」で、児童の授業での様子を、保護者との相談に活かしたり、教職員とカウンセラーで情報共有したりすることで、具体的な支援方法について検討を進めていくことができた。

■延べ相談受理件数 単位：人 （ ）：女子 △：減少

相談対象	平成 29 年度	平成 28 年度	増 減
児 童	24,108 (8,999)	23,644 (8,936)	464 (63)
教職員	5,520 (4,031)	4,876 (3,463)	644 (568)
その他	69 (47)	62 (46)	7 (1)
合 計	29,697 (13,077)	28,582 (12,445)	1,115 (632)

【中学校出張相談】

平成29年度の延べ相談受理件数は21,515件で、前年度より1,838件（8.5％）の増加。

相談対象別に見ると生徒の相談件数は、前年度に比べ968件、教職員からの相談件数も853件と、それぞれ増加。これは平成29年度カウンセラーを増員し、新たに 4 校のカウンセラー派遣日数を週 1 日から週 2 日に変更したこと等によるものと捉えている。

相談内容別では、「コンサルテーション他」が最も多く、「授業観察」も増加が見られ、教職員とカウンセラーが情報共有し、それぞれの生徒の特性、課題に焦点をあてた相談を充実させていくことが必要となっている。

■延べ相談受理件数 単位：人 （ ）：女子

相談対象	平成 28 年度	平成 27 年度	増 減
生 徒	15,403 (8,215)	16,847 (8,971)	△1,444 (△765)
教職員	4,178 (2,456)	4,237 (2,504)	△59 (△48)
その他	96 (71)	78 (55)	18 (16)
合 計	19,677 (10,742)	21,162 (11,530)	△1,485 (△788)

【効果指標】在籍生徒100人当たりの不登校生徒数

S C の配置状況	効果検証 対象学校数	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	分析
週 1 日、1 日 7.5 時間 配置の中学校	9	2.60	2.50	3.57	在籍生徒100人当たりの不登校生徒数の増加が見られた中学校 2 校に対して、平成29年度に S C を週 2 日配置したところ、在籍生徒100人当たりの不登校生徒数が減少した。週 2 日配置の方が週1日配置より、より多くの生徒に早期支援ができ、効果に現れている。
週 2 日、1 日 7.5 時間 配置の中学校	2	2.92	3.34	3.11	
全国平均		2.83	3.01		

（２）今後の課題

- 適切な相談活動を推進するために、日常的にカウンセラーをサポートし統括を行うスーパーバイザーとしての常勤の心理職の配置
- 学校規模や不登校者数等に対応したカウンセラーの配置のあり方の検討
- 組織として対応を効果的に進めていくために、教員とカウンセラーのそれぞれの専門性の相互理解の推進とお互いの役割分担の明確化

新潟市教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成２９年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

生徒指導上の最重要課題であるいじめ、非行等の問題の解消及び不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

（２）配置・採用計画上の工夫

- ① 学校の規模等、各校の実態を考慮し、新潟市内の小中学校、高等学校に全校配置する。
- ② スクールカウンセラー等の補充に当たっては、内規に基づき計画的に採用する。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

① 配置人数

２５名

② 配置校数

小学校：１０７校、中学校：５６校、中等教育学校：１校、高等学校：２校

③ 資格

スクールカウンセラー：臨床心理士 １４人、大学教授 ２人

スクールカウンセラーに準ずる者：大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、５年以上の経験を有する者 ９人

③ 勤務形態

- ・原則として、週１回または週２回分割のいずれかで７時間、年間３４週で合計最大２３８時間、勤務する。
- ・中学校区配置校方式を採用し、学校規模によって単独校区配置かセット校区配置で割り振りする。
＊単独校区は１中学校区で２３８時間、セット校区は２または３中学校区で２３８時間

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずるもの、各学校のスクールカウンセラー担当

（２）研修回数（頻度）

年間２回

（３）研修内容

- ・スクールカウンセラー等の効果的な活用についての研修
- ・スクールカウンセラー等の資質向上にかかわる研修

（４）特に効果のあった研修内容

学校における緊急事態と心のケアに関する講演会

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

スーパーバイザーの設置なし

（６）課題

- ・スクールカウンセラーの専門性を高めるためにスーパーバイズの実施を目指すこと。
- ・スクールカウンセラーに準ずるものの資質向上のための研修会を実施すること。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】自己肯定感が低く人間関係づくりが苦手な中学生のための活用事例（④）

（1）事例の状況とスクールカウンセラーの関わり

同級生とのトラブルから体調不良を起こし、登校が不安定になる。スクールカウンセラーと面談することで、気持ちが少し楽になったと訴える。進級し、問題が解決したと思われていたときに、再度トラブルが起こり、担任から指導を受ける。遅刻や早退、保健室登校が続くようになり、再度スクールカウンセラーが対応する。生徒は、自分の価値のなさ、傷つきや独特の趣味について語り、友達とうまくかかわれない悩みを話す。

（2）校内職員との連携

人間関係づくりの苦手さの背景に推測されることや、他者に共感されにくい生徒の特性について、学級担任や養護教諭と共有する。それぞれの立場から、希望する高校への進学に向けて勉強しなければと割り切る本人の学習を支援したり、他者とかかわる際の望ましいふるまいと相手を驚かせてしまう振る舞いについてともに考えたりした。生徒は、新しい環境で友達をたくさん作りたいという期待をもって、希望する高校へ進学した。

【事例2】母親からの虐待を受ける女子生徒のための活用事例（⑬）

（1）事例の状況とスクールカウンセラーの関わり

女子生徒の腕に傷があるのを教職員が見付け、確認するが本人は自傷を否定する。後日、女子生徒が腕を切っている場を同級生が目撃する。教職員の聞き取りに対して、女子生徒は「自分はダメだから」というようなことを話す。学校はスクールカウンセラーに対応を依頼する。女子生徒と面談したスクールカウンセラーからの見取りでは、母親から継続的に精神的、身体的に虐待を受けていること、母親との生活に不安を抱いていることが原因ではないかとのことだった。スクールカウンセラーは、児童相談所や医療機関との連携を学校に提案する。

（2）関係機関との連携

学校は父親に連絡し、女子生徒に医療機関を受診させることを提案する。また、教育委員会にスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼し、女子生徒、母親、父親との面談、働き掛けを行ってもらう。女子生徒は、周囲の働き掛けもあり、自傷行為は見られなくなった。

【事例3】性的被害を受けた女子生徒のための活用事例

母親の知人から性暴力被害を受け、自傷行為に及んだ女子生徒に、学校から依頼を受けたスクールカウンセラーが心理教育的な面談を行い、心のケアに努めた。また、学校に対しては、女子生徒と接する際に配慮すべき点を伝えた。学校は、教育委員会とともに、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察等と連携して事案の解決を図った。

【事例4】教職員の資質向上のための活用事例（⑮）

（1）スクールカウンセラーを講師とした校内研修の実施

教師が、教育相談週間や個人懇談会で、生徒、保護者と望ましく関われるようになることを目指して研修会を設定した。スクールカウンセラーが、生徒や保護者と接する際の心構えや留意点について説明し、その後模擬面談を行った。様々なタイプの生徒、保護者を想定しながら模擬面談を行うことで、教職員は自身のこれまでの姿勢を振り返るとともに、生徒や保護者と望ましく接していこうとする構えをもつことができた。学校では、生徒指導部が中心となって研修内容をまとめたガイドブックを作成した。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

① 活動実績

- ・児童生徒へのカウンセリングは延べ 2,647 人，保護者へのカウンセリングは延べ 1,870 人。

② 成 果

- ・スクールカウンセラー配置の効果（全 166 校中，効果があったとした回答した学校の割合）

児童・生徒のいじめの解消 … 21%

児童・生徒の不登校の解消 … 61%

児童・生徒の問題行動の解消 … 35%

児童・生徒の悩み軽減 … 79%

保護者の悩み軽減 … 96%

教員の悩み軽減 … 71%

- ・特別な事情がない限りは，同じスクールカウンセラー等に前年度と同じ中学校区を担当してもらうことで，年度をまたいで継続的に対応してもらうことができた。また，小中学校間での連携も進み，小学校から中学校への事案の引継ぎがスムーズだった。

（２）今後の課題

- ・スクールカウンセラー等の力量に差がある。
- ・約半数の学校がカウンセリング時間の増加を希望している。一方で，配置されたスクールカウンセラー等を有効に活用できていない学校も見られる。

静岡市教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成２９年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

スクールカウンセラーは専門性を生かし、児童・生徒や保護者が抱える悩み・不安・ストレスを直接和らげるだけでなく、個々の対応の仕方についての助言等を通して、教職員及び教育相談員の対応能力と学校の教育相談機能を高め、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図ることを目的とする。

（２）配置・採用計画上の工夫

- ・希望調査を実施して、学校並びにスクールカウンセラーの希望に添った配置を行う。
- ・可能な限り、中学校区内の小中学校に同じスクールカウンセラーを配置する。
- ・小規模の小中学校に対しては要請に応じてスクールカウンセラーを派遣する。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数

小学校	: 31人
中学校	: 30人
高等学校	: 2人
中等教育学校	: 0人
特別支援学校	: 0人
教育委員会等	: 1人

配置校数

小学校	: 70校
中学校	: 38校
高等学校	: 2校
中等教育学校	: 0校
特別支援学校	: 0校
教育委員会等	: 1箇所

資格

（１）スクールカウンセラーについて

- ①臨床心理士 22人

（２）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 14人

主な勤務形態

配置校	8中学校	(週1日・1回8時間)
	30中学校	(週1日・1回6時間)
	70小学校	(月2日・1回6時間)
	2高等学校	(月2日・1回4時間)
要請校	5中学校	(要請に応じて派遣)
	16小学校	(要請に応じて派遣)
教育委員会	1箇所	(月1日・1回8時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールカウンセラー、教育相談員、教頭又はコーディネーター担当教員

（２）研修回数（頻度）

- ・年３回（４月・７月・１月）行われるスクールカウンセリング事業連絡協議会
- ・新規選任スクールカウンセラーは、４月にオリエンテーション、８月にスーパーバイザーとの面接を実施

（３）研修内容

- ・事業報告（本事業の成果と課題）
- ・事例検討
- ・講演会
- ・事例発表
- 等

（４）特に効果のあった研修内容

大学准教授による講演（不登校支援について学校、ＳＣ、教育相談員ができること）

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・スーパーバイザーの設置 有り（月１回８時間、教育委員会に勤務）
- ・面接または電話にて、各スクールカウンセラーへのスーパーバイズを実施
- ・新規選任スクールカウンセラーへのスーパーバイズを実施
- ・連絡協議会における講話

（６）課題

年３回の連絡協議会及びスーパーバイズでの研修となるため、研修の回数・時間が不足している。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校生徒支援のための活用事例（①⑦⑧⑩）

<対象者>中学校３年生女子

<来談者>本人（毎週面接） 母（隔週面接）

<支援の概要>

中学３年生になり、しばらくして登校しぶりの傾向が表れ、夏休み明けより欠席数が増加、完全不登校状態となる。母より担任に「先生が怖いと言っている」という訴えがあり、ＳＣが介入することとなる。

担任の家庭訪問時にＳＣが同行し、次週よりＳＣによる面談を始める。あわせて母とは隔週で面談を行うこととなる。母との面談では、不登校のきっかけが教員からの叱責であり、本人が「死にたい」と発言したこと、学校への不信感などが語られる。医療機関を受診、投薬を受けている状態であった。

ケース会議を実施し、情報を全体で共有する。本人の安全を守ること、学校への信頼回復に全力をあげて取り組むことを確認する。役割分担を確認し、連携体制を整えた。ＳＣは、本人、母との直接面接、その内容を報告。担任は、本人、母と日記や電話を通した関わりから良好な関係の継続に注力。学年主任は、進路についての情報収集、担任とともに保護者面談。教頭は、全体の経過の把握と他機関との連携窓口。

面談を通して表出してきた発達特性の問題についても理解を深めることで、本人及び母が抱いていた漠然とした不安が減少。学校全体での見守りも奏功し、冬休み明けに登校再開。登校は不安定であったが、本人のペースを見守ることを確認する。２月には登校が安定。卒業式前にＳＣとの面接を終了。母との最終面談では、これまでの経過を振り返り、当初あった学校への不信感、不満感が払拭されたこと、学校職員への感謝が語られた。

【事例２】深夜に母が家にいない家庭（ネグレクト）支援のための活用事例（⑬）

<対象者>中学校１年生男子、小学校高学年女子

<来談者>母（中学校：毎週面談　小学校：数回面談）

<支援の概要>

兄は、中１の６月より転入。前中学校において不登校状態になり、転入後も不登校傾向が続いていた。学校は、毎週相談部会で対応について協議していた。そこで、ＳＣとの面談の提案があり、母がカウンセリングを希望して、ＳＣとの面談が始まる。以後、ほぼ毎週のようにＳＣとの面談を実施した。

母は、ＳＣに対しては何でも話す様子。家の中の状況も含めて、隠さないで事実を話している中で、母が毎日深夜に働きに出ていて、夜中に子どもたちだけになっている状況が発覚する。また、兄が家庭内で暴れ、妹を脅していることや子どもたちだけで夜中にゲームコーナーやコンビニエンスストアへ出歩いていること等の問題行動も発覚する。

ＳＣから家庭内の情報を得た学校は、ケース会議を開催。妹が在籍する小学校や関係機関を集めて、情報を共有するとともに今後の対応について協議した。役割分担を決め、小学校が妹に聞き取りをした。現在も兄が脅している等の悪い状況がわかり、母を呼んで面談を実施した。そこで、母の困り感に寄り添いながら話を聞き、結果的に児童相談所につながることができた。

その後、児童相談所や医療機関等の関係機関と連携しながら、家庭や兄への支援を行った。兄は、中学校の教職員とも関係ができ始め、登校すべき日数の半分くらいは登校できるようになった。

現在も、ＳＣとの面談は続いている。家庭内の様子や母の思いが把握できるようになっている。何か状況の変化が確認できた時には、ＳＣから情報を上げて相談部会で協議し、学校全体で支援できる体制が整っている。

【事例３】義父による性的虐待から生徒を守るための活用事例

<対象者>中学校３年生女子

<来談者>本人（数回面談）

<支援の概要>

保健室に来室した本人と養護教諭の会話の中から、母（外国籍）のパートナーから性的虐待を受けていた可能性が高いことが発覚した。至急ＳＣとの面談を実施し、事実の確認と本人の気持ちの聞き取りを行った。

実父が他界してから同居し始めた母のパートナーが、母だけでなく中学２年生に成長した本人にも性的なアプローチをするようになり、夜間、本人に関係を求めるようになった。本人は嫌だったが、家庭内でトラブルを起こして母に迷惑をかけたくなかったので、応じるようになった。その後、母とパートナーは不仲となり、パートナーは母と本人に別れを告げ、家を出て行った。それ以降は連絡や接触はなかった。

母は夜間に働きに出ているため、性的虐待の事実には気づいておらず、本人は母に事実を知られたくない、他の多くの人にも知られたくないと主張した。学校は本人の希望を尊重し、情報の拡散を防ぐため、管理職と学年部、養教、ＳＣのみに情報をとどめた。

何回か本人とＳＣが面談を重ねるうちに、本人が母から「パートナーが戻ってくるかもしれない」と聞いたという情報が入り、学校はすぐに児童相談所に連絡、即一時保護された。

学校は、ＳＣや児童相談所と情報交換をしつつ、支援の方向性を協議した。母にも事実を知らせた上で、家の鍵を取り換え、緊急時の連絡方法を確立した上でないと自宅へは戻さないことになった。高校受験が目前に迫っており、本人は学習の遅れを心配したが、学年部と児童相談所の支援の下、一時保護所で懸命に受験勉強に励んだ。母の理解と協力を得て、帰宅する条件を整え、自宅へ戻った。学校では、日々の生活の安全を確認しつつ、ＳＣとの面談を重ね心のケアに努めた。本人は学校への復帰を喜び、急速に心の安定を取り戻した。学年部は遅れていた学習の支援を行い、高等学校に無事合格することができた。

【事例４】ＳＣが教職員と協働して実施した人間関係作りのための学校保健委員会（⑩）

<テーマ> 学校保健委員会「自分の未来のためにインターネットを活用する」

スマートフォンが普及し、便利な反面、使い方を間違えると心身への影響など、様々な弊害をもたらすことがわかっている。スマートフォンやインターネットと上手に付き合うための知識を身につけることを目的とする。

<内容>

① 事前のアンケート集計結果と考察（保健専門委員会からの報告）

スマートフォンを含めた、メディアの活用状況やトラブル・体の不調などについて全校生徒にアンケートをとり、集計結果と考察を紹介する。

② ＳＣによる講話「メディアと上手につきあい、生活を豊かにしよう」

③ 感想や明日からできること、心掛けたいことを記入する。

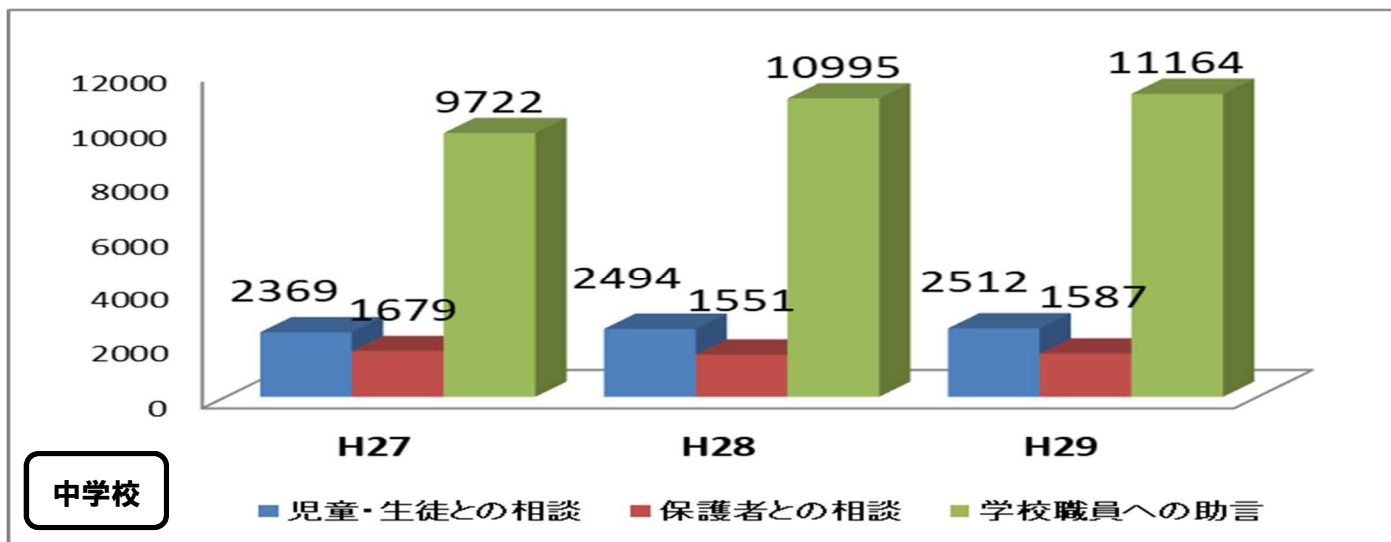
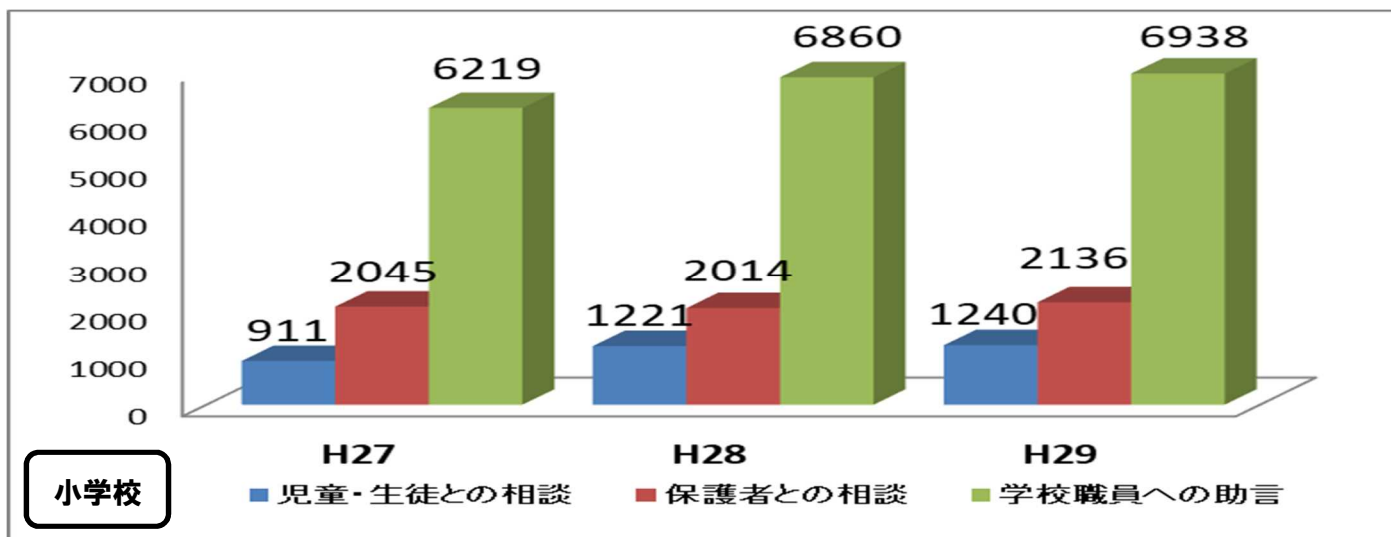
<評価>

つついスマートフォンに手が出てしまうメカニズムが理解できた。インターネットに依存するのではなく、自分の未来のために必要に応じて利用していくこと、そのための自己コントロールの必要性が理解できた。生活の一部として身近にあるインターネットの利用の仕方を、改めて考える機会になった。（複数の生徒感想より）

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

<スクールカウンセラー相談件数>



小学校における児童生徒の相談件数は平成 27 年度 911 件であったが、平成 29 年度は 1,240 件となり、過去三年間の推移を見ると大幅に増えた。また、中学校においても同様の相談件数は平成 27 年度の 2,369 件から平成 29 年度は 2,512 件となり増加している。この要因としては、悩みや問題を抱えている児童生徒が増えていること、ＳＣの存在が保護者へさらに周知され、コーディネーター担当教員が中心となって児童生徒を適切にスクールカウンセラーに繋がられていることが考えられる。相談件数の中で最も多い相談内容は小中学校ともに「学校職員への助言」となっており、小中学校合計数の変化という点でも平成 27 年度の 15,941 件から、平成 29 年度は 18,102 件となり 2,161 件の増加となっている。このことは、ＳＣが限られた勤務日の中で、組織的な支援体制を整えるために校内連絡会など参加し、学校職員へのコンサルテーションを行ったことで、学校職員がＳＣから専門的な知見を得たり、教職員が連携して支援にあたったりする体制がより定着してきているためと考えられる。

また、毎月ＳＣが提出している業務実績簿の調査項目の中で、項目別に効果を集約したところ「児童生徒との相談」「保護者との相談」「学校職員への助言」の３項目を合わせて、約 87.24%の割合で効果があったという回答が得られた。これは、前年と比べて 5.84 ポイント向上しており、相談件数が伸びているだけでなく、効果があったと実感できるケースが増え、好転しているケースも多くなっている。

一度のカウンセリングや助言で全てが解消されるわけではないが、適切なタイミングでＳＣがカウンセリングを行うことにより、児童生徒や保護者が抱える悩みや不安の一部が解消したり、教職員が把握できていなかった児童生徒の状況を知ったりすることができている。その後の支援体制をより適したものにし、チーム学校として、児童生徒の心を適切にケアしていく上でも本事業は必要不可欠となっている。

<評価方法>

① 業務実績簿（毎月提出）において、以下の８項目についての件数とその効果について集約。

- ・教育相談員への助言 ・学校職員への助言 ・児童生徒との相談 ・保護者との相談
- ・学校保健委員会、集会等における児童生徒への啓発 ・教職員の研修における指導及び助言
- ・地域の方、民生児童委員などへの助言 ・学校における事故、事件に関わる緊急対応

② スクールカウンセラー、教育相談員、配置校を対象に調査票を活用しての評価を実施。

- ・校内連絡会が定期的に行われているか。 ・支援計画を作成しているか。
- ・校内連絡会で教員や教育相談員へのコンサルテーションを行っているか。

(2) 今後の課題

- ・相談件数の増加、児童生徒や保護者が抱える複雑な悩みに対して適切な支援を行うには、現在の配置時間では不足の状態。配置時間と臨床心理士の割合を増加させることが望まれる。
- ・スクールカウンセラーや教育相談員を含めた校内連絡会の定期開催。その中で支援計画を作成し、組織的に対応する体制を今以上に充実させること。
- ・未然防止の観点から児童生徒への心理教育、保護者に向けての啓発教育、学校職員向けの研修の充実。
(年３回の連絡会で、ＳＣに実施を呼びかけているが、技量にも差があり、実施率は大幅に上がっていない。)
- ・スクールカウンセラー、教育相談員の資質向上。
- ・スクールカウンセラー、教育相談員、教職員との連携の更なる強化。
- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携の強化。

浜松市教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成２９年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒対象の心理臨床業務等に関して豊かな知識・経験を有するスクールカウンセラー（臨床心理士）及びスクールカウンセラーに準ずる者を浜松市立小中学校及び市立高校に配属することにより、いじめや不登校等の児童生徒の問題行動等に対応することを目的とする。

（２）配置・採用計画上の工夫

①原則として、中学校区で同一のカウンセラーを配置する。

②質を担保するため、「臨床心理士」を採用の条件にしている。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

①配置人数 ４９人

②配置校数 小学校 ９６校 中学校 ４８校 高校 １校 教育委員会 １箇所

③資 格

ア 臨床心理士 ４５人

イ 準ずる者 ４人

※臨床心理士以外の者で自治体等が上記の各者と同等の知識及び経験を有すると認めた者

④主な配置形態

ア 小学校 単独校配置 ３０校（隔週１日・１日４時間～５時間）

拠点校配置 ０校

対象校配置 ６６校（隔週１日・１日４時間～５時間）

イ 中学校 単独校配置 ９校（週１日・１日５時間～６時間）（隔週１日・１日８時間）

拠点校配置 ３９校（週１日・１日５時間～６時間）（隔週１日・１日８時間）

対象校配置 ０校

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ①すべてのスクールカウンセラー
- ②新しく委嘱したスクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

- ①すべてのスクールカウンセラー対象に、S C研修会年間5回
- ②新しく委嘱したスクールカウンセラー対象に、新任研修会年間3回

（3）研修内容

①S C研修会年間5回

第1回 講義「学校がS Cに求めること」

事例検討会 対応に苦慮する児童生徒の相談について

第2回 事例検討会

第3回 講義「ストレスマネジメントのすすめ」 精神保健福祉センター

第4回 事例検討会

第5回 講義「いじめについて」 公益社団法人 子どもの発達科学研究所 和久田 学 氏

②新任研修会年間3回

第1回 講義「浜松市S Cの業務について」 浜松市S Cスーパーバイザー 野呂 耕助 氏

第2回 浜松市の連携機関（行政・医療・その他）の紹介

第3回 2か月間S C業務をしての悩みと疑問

（4）特に効果のあった研修内容

どの研修も参加者からの評判は概ね良好であった。新任研修会では、先輩S Cが参加することで、先輩S Cからいろいろなアドバイスが伝えられていた。特に、新任研修会の第2回と第3回は新任S Cにとって、様々な情報や方法を知ることができる会となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 合計1人（教育委員会に1名配置）

その他、新任や2年目のS Cには相談役のS Cをつけている。

○活用方法 S Cへの助言や、学校へ訪問してのS C活動の後方支援をしている。

（6）課題

委嘱契約のS Cは、自身の仕事（職場）をもっている者がほとんどで、上記の8回の研修会は19:00以降の開始となっている。それでも参加することが難しいS Cばかりである。年度当初年間計画を伝えることで、前もって休みをとっての参加している現状である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】

■不適応行動が目立つ子をもつ保護者支援のための活用事例（⑩）

小学校2年生男児の母親。授業中の離席や同級生とのちょっとしたことが原因での喧嘩など、学校での不適応行動が目立っており、母親はどのように我が子を養育したらよいものか悩んでいた。当初、母親から相談を受けていた担任が、SCを紹介。最初の頃、母親は、SCとの相談に極度の緊張をもっていたため、担任が寄り添っての3人での相談から始まった。SCとの面談を通して、子供の幸せが一番だと再認識した母親は、子供のために今できることをやってあげたいという意識が高まり、SCの紹介する医療へ繋がった。また、子供の不適応行動は自らの子育てに問題があったと自分を責める母親は、SCとの継続的な相談を経て、その不安や苦悩は薄らいでいった。母親は、医療から診断されたASDという事実にも向き合い、親の会にも積極的に参加するようになった。保護者、学校、SC、医療が持ち味を発揮して、子供の成長を後押ししていく環境が整った。

■長期不登校児をもつ保護者支援のための活用事例（⑪）

中学2年生不登校女児。小学生の頃から不登校が継続している、不登校としては長期化した重篤なケース。SCはこの女児に家庭訪問をして関わっていた。それと同時に、母親は学校にてSCの面談を定期的に受けていた。SCとの面談が、母親にとって、長い間、不登校が続いている閉塞感から開放される良い機会となっていたようである。母親とSCとの協働作業で女児を支えることで、母親の孤立感が薄らぎ、子供と関わるエネルギーの補充になっていたようである。また、SCの家庭訪問時に担任も帯同することで、女児に今までなかった第三者となる担任との対人関係も築かれていった。中学卒業まで学校への登校はできなかったが、通信制高校へ進学した女児は、週2日のスクーリングを実践している。

■吃音があり心に傷をもった少年とSCとの信頼（⑫）

吃音があり、そのことが原因で対人不安などの心に傷を抱えてしまった男子生徒が、SCと面談をするようになった。面談中、男子生徒はSCとの会話を楽しむようになり、学校での生活で男子生徒の笑顔がみられるようになっていった。子供の変化に保護者が気づき、保護者がSCの面談を申し込んできた。SCより、医療受診の必要性の説明を受けた保護者は、子供を専門医へ連れていった。もちろん男子生徒もSCより説明を受けており、抵抗感なく受診した。医療とSCが頻繁に連携しながら、男子生徒の成長を支えている。

【事例2】

■虐待によるトラウマに苦しむ女児支援のための活用事例（⑬）

リストカッターの中学女児。SCと女児との面談を通して、SCは小さい頃の虐待を疑う。EMDR等によるトラウマ処理の必要性を感じたSCは、保護者に医療を紹介する。子供が信頼するSCの提言を保護者はしっかりと受けとめ、医療受診に繋がった。投薬とEMDRが始まり、その後、学校生活を送ることができた。

【事例3】 報告できる事例なし

【事例4】生徒対象のストレスマネジメント授業への活用事例（⑭）

精神保健福祉センターでストレスマネジメント講師養成講座を修了したSCが、学校から要請を受け講師として派遣されている。生徒を対象にした授業をすることもあれば、教員を対象にした講座も行っている。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

平成２９年度中途に行った、「スクールカウンセラー実態調査」によると、

学校への「ＳＣを有効に活用できているか」の質問に対し、「強く思う」「そう思う」の回答が１００％

「自校の相談体制の充実が図られているか」の質問に対し、「強く思う」「そう思う」が９９％

ＳＣへの「活動が計画的に実施されているか」の質問に対し、「強く思う」「そう思う」が９９％

「教職員と情報交換がスムーズにできているか」の質問に対し、「強く思う」「そう思う」が９４％であった。

以上から、ＳＣが学校に配置され有意義に活用されていると同時に、教職員と連携して児童生徒たちと接していることが分かる。

（２）今後の課題

①ＳＣの質の担保が難しい

浜松市及び近隣の市町村に居住する臨床心理士の数が不足している。スキルの高いＳＣを採用するためには、その母集団が大きいことは必須条件である。今年度、公認心理士が誕生する見込みであり、数の問題が多少は改善されるかもしれない。ただ、現段階で、公認心理士のスキル不足が懸念されており、どこまで公認心理士を採用できるかは未知数である。

②委嘱という採用形態によるＳＣ勤務に限界がある

浜松市のＳＣの７割にあたる者が、他に主となる勤務先を持っている。学校から、困ったときや必要なときに適宜活動できるＳＣを求める声が多いが、その勤務形態は実際は難しい。また、ＳＣ研修会の課題で前述した通り、研修会の実施やその参加も限界がある。

③すべての学校へ週１回、終日の勤務が望ましい

浜松市では、概ね中学校には週１回程度の配置ができているが、小学校には隔週、もしくは月１回のしかも半日程度の配置となっている。発達障害等の対応の難しい子供たちや不登校に悩む子供たちの低年齢化の傾向を鑑みると、小学校への配置を拡大していきたい。

名古屋市教育委員会 1

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心のケアを丁寧に行うとともに、学校の教育相談体制を充実させ、いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期解決に役立てる。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校では要望に応じて、140時間（通年）・70時間の2種類の配置時間数を設けている。

中学校ブロック内の小学校には可能な限り同じスクールカウンセラーを配置し、小中の連携ができるようにしている。特別支援学校の5校には、140時間（通年）の配置時間数を設けている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置校数】

小学校	: 261校
中学校	: 64校
高等学校	: 15校
特別支援学校	: 5校

※【資格】 臨床心理士 176名

※【主な勤務形態】

小学校 140時間配置校	（週1日・1回4時間）または（隔週1日・1回7時間）
小学校 70時間配置校	（随時 ブロック内中学校のSCを派遣）
特別支援学校 140時間配置校	（週1日・1回4時間）または（隔週1日・1回7時間）
中学校 280時間配置校	（週1日・1回7時間）または（週2日・1回4時間）
高等学校 280時間配置校	（週1日・1回7時間）または（週2日・1回4時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

全スクールカウンセラー

（２）研修回数（頻度）

年２回

１回目：本市スクールカウンセラー１年目・２年目＋希望者対象

２回目：全スクールカウンセラー対象

（３）研修内容

スクールカウンセラーの職務／教職員との連携／本市の不登校の現状と対策

子ども適応相談センターの事業内容説明・施設見学／人権／いじめ防止基本方針

学校生活アンケート

等

（４）特に効果のあった研修内容

ここ２－３年スクールカウンセラーの配置拡充を進めた結果、経験の少ないスクールカウンセラーが増えているため、教職員との連携については具体的な例を示すことによって、実際の学校での活動に役立ててもらっている。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 設置している。

○活用方法 ５名のＳＣＳＶ（スクールカウンセラースーパーバイザー）を設置し、巡回指導・緊急支援を行う。

（６）課題

- ・ スクールカウンセラーによって経験年数の差があるので、同時に研修をするのが難しく、グループワーク等の形での研修がやりづらい。
- ・ 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に配置されているスクールカウンセラーにそれぞれに対応した研修内容のさらなる工夫が必要である。
- ・ 学校現場の教職員も、同席させ、共通理解・情報共有を図りたい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１－①】不登校解消のための活用事例（① ⑧）

- ・ 年度が変わっても保護者との相談を継続し、不登校の児童の面接につながった。その間、担任とも情報共有と検討を重ねた結果、児童と担任が面談することができた。その後、教室に入ることができた。

【事例１－②】心身の健康・保健の安定のための活用事例（① ⑧ ⑫）

- ・ 我が子の不登校について対応に困っていた保護者が、スクールカウンセラーに相談。その後、児童との面談もできるようになった。面談を継続し、医療機関にも相談するように勧めた結果、ゆっくり考えていくよう医療機関から保護者に助言があり、保護者の心身の健康の安定につながった。

【事例１－③】心身の健康・保健の安定のための活用事例（⑥ ⑧ ⑪）

- ・ 心身が不安定で心配をしていた小学校の児童について、家庭での様子を確認することができずに対応に苦慮していた小学校が、兄が在籍する中学校のスクールカウンセラーに登校状況や学校での様子を確認した。その結果、家庭の状況を把握することができ、小学校と中学校でスクールカウンセラーをまじえて対応を検討しながら、対応を協議することができた。

【事例１－④】発達障害等に起因する児童の問題行動解消のための活用事例（⑦ ⑩）

- ・ スクールカウンセラーが校内の会議に参加し、情報を共有するとともに、授業の様子等も参観し、学級担任とは異なる視点で対象児童の対応を検討している。また、各年度で対応する教職員が変わっても、保護者や児童が戸惑わないように、小学校卒業後の中学校への引き続きも視野に入れ、スクールカウンセラーと学校で対応の方針を協議している。

【事例２】児童虐待解消（家庭環境の向上）のための活用事例（⑬）

- ・ 児童相談所とのかかわりがあり、家庭環境の安定を目指して継続指導中との情報とともに他校から児童が転入。児童相談所と情報を共有しながら、スクールカウンセラーとともに対応を協議した。学校関係者に対する良くない思いが行動に影響する保護者のため、スクールカウンセラーが少しずつ関係を築き、かかわりをもつことができるよう対応した。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

小学校 ７０時間配置における「相談によって問題が解消したまたは解消に向かっている割合」

年度	児童生徒に係る 相談の総件数	解消した件数	解消に向かっ ている件数	解消に向かっ ていない件数	解消したまたは 解消に向かっ ている件数の割合
２７	１０３１	３１９	４３８	２３１	７３．４％
２８	２１５９	８７８	９０１	３７９	８２．４％
２９	３７５３	１４４３	１８６５	４５７	８７．９％

【分析】 平成２７年度からの３年間、小学校７０時間配置における「相談によって問題が解消したまたは解消に向かっている割合」を上図に示した。

- ◆ ２７年度と比較して、２８年度の各項目の数および割合が向上している。これは、平成２７年度の３０時間配置がなくなり、平成２８年度は、７０時間配置が増加したことが反映されていると言える。各要請に応えるためには、配置時間を増加することが効果的と言える。
- ◆ ２８年度と２９年度を比較すると、配置時間に大きな変化はない。しかし、各項目の数および割合が向上しているのは、継続した配置により、要請に応えたり、要請を把握したりすることがスムーズに行われるようになったからと思われる。また、相談が継続されたことが問題の解消の件数の増加につながっていると思われる。相談体制の定着が効果をあげる要因であると言える。

（２）今後の課題

本市の施策により、平成２９年度からの３年間で、全中学校に子ども応援委員会の常勤スクールカウンセラーを配置する計画が示されており、来年度（３１年度）から配置が完了する予定である。

<今後の課題>

- ・ 子ども応援委員会との協働のあり方の検討の継続
- ・ 今まで育んできた中学校ブロック内での相談体制にかかわる連携の向上
- ・ 学校現場のニーズに即した相談体制の充実のための人材の確保と評価

名古屋市教育委員会 2

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

本市では平成26年度から、いじめ、不登校を始めとする児童生徒が抱える問題への専門的な対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等4職種による「なごや子ども応援委員会」を設置している。その中で、スクールカウンセラーに関しては、心理教育等の観点に基づく、未然防止のための授業や学校生活全般に対する援助、児童生徒に対する相談・カウンセリングを主な目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内を11のブロックに分け、各ブロックの中学校1校を拠点としてチームを設置している。スクールカウンセラーは1チームに3名～6名を配置。配置された中学校で常勤的活動を行い、ブロック内の小中学校では要請を受け派遣的に活動を行う。

（3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置校数】

中学校 : 58校

○資 格

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 44人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 9人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 5人

○主な配置形態

一般任期付職員（常勤）

配置校 58中学校（週5日・1日7時間45分）

教育委員会等 1箇所（週5日・1日7時間45分）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールカウンセラー５９人

（２）研修回数（頻度）

年１５回程度

（３）研修内容

- ・未然防止の取り組みに関するもの
- ・なごや子ども応援委員会におけるスクールカウンセラーの役割に関するもの
- ・スクールカウンセラーのスキルアップに関するもの
- ・事例検討

（４）特に効果のあった研修内容

事例検討

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 有（外部人材によるスーパーバイザー制度）

○活用方法 各学校における困難ケースや、各ブロックでのチーム運営へのアドバイス

（６）課題

- ・在籍年数に応じた研修プログラムの検討

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】（①⑥⑨）

登校する意欲が低く自分の進路を思い描けない生徒と、その子どもの進路に焦り悩みを抱えている母親について、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが連携して支援を行い、生徒本人の安定した登校及び進路選択が図られ、母親も落ち着いて子どもに向き合えるようになった。

不登校である子どもの進路に思い悩む母親への対応は、スクールカウンセラーを中心として、その気持ちに寄り添った支援を継続的に行った。生徒本人にはスクールソーシャルワーカーが対応し、面談を通じて登校を安定させ、本人の興味を引き出すことにより、それをもとに自分の進路が描けるよう支援を行った。その結果、生徒本人は進路を選択し、その高校に合格した。

【事例2】（⑥⑫）

小学校入学当初より、落ち着いて登下校や学校内での生活を送れない児童について、スクールカウンセラーが支援の方向性を検討し、スクールアドバイザーやスクールポリスが児童の登下校の見守りや、保護者への声かけを行うことで、学校で安定した生活が送れるようになった。

【事例3】教育プログラムのための活用事例（⑬）

子ども応援委員会の全11ブロックにおいて、ストレスマネジメントに関する授業を実施している。あるブロックでは、ストレスの仕組み、ストレス反応を起こしやすい考え方について学び、生徒から「よく理解できた」という感想が多く聞かれた。授業を聞いていた教員からも「分かりやすかった」「生徒が興味を持って聞いていた」などといった声があった。

また、教職員を対象に、傾聴する際の基本的な態度や姿勢について、ロールプレイを取り入れた研修を実施した例もあり、研修後、研修で学んだ技法を実践した職員から「普段あまり話さない子どもが話をしてくれた」「研修に参加してよかった」という感想を得た。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談等対応件数は、なごや子ども応援委員会全体で、延べ16,581件、対象となった児童生徒数は実数で3,113人であった。

そのうち、スクールカウンセラーとしては、延べ13,981件、対象となった児童生徒数は実数で2,559人であった。主な支援内容は、不登校の生徒や保護者への対応、家庭環境等が原因で精神的不安に陥るケースへの対応などであった。

（2）今後の課題

常勤職として大幅な増員を繰り返す中で、人材確保が課題になっている。制度や採用について全国的な規模で周知に努めるとともに、県内でも丁寧な周知活動を行う必要がある。

また、平成31年度に全中学校（110校）への常勤スクールカウンセラーの配置が完了することから、マネジメント体制の強化等の課題に対応するため、今後の組織構成も検討していく。

京都市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、問題行動等、多様化する教育課題の未然防止及び早期発見・早期解決のために、一人一人の子どもの実態を把握し、一人一人の子どもに対応した取組を組織的に展開することが緊急の課題である。またそれに留まらず、全ての子どもが様々な困難を乗り越え、自らの個性を生かしつつ、力強く成長するための取組を推進することが求められている。

こうした現状を踏まえ、心理相談に関して専門的な知識・経験を有する者（臨床心理士）をスクールカウンセラーとして各学校に配置し、学校の主体的な取組の中で、スクールカウンセラーを機能的に活用し、教育相談体制の充実を図ることを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールカウンセラーの人員確保の点から、小学校については、1人のスクールカウンセラーが2校を隔週で受け持つよう工夫した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数について（実人数、ただし校種間での重複あり）

小学校	: 79人
中学校	: 66人
高等学校	: 10人
総合（特別）支援学校	: 7人
教育委員会等	: 5人（SV）

※配置校数について（全校配置）

小学校	: 164校
中学校	: 73校
高等学校（定時制含む）	: 12校
総合（特別）支援学校	: 8校
教育委員会等	: 1箇所

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて：

①臨床心理士 137人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

任用なし

※主な配置形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

中・高・総合（特別）支援学校は年間280時間、小学校は年間70時間、140時間又は280時間を基本とし、学校の実情に応じて調整する。

単独校	65中学校	（週1日・1回8時間を基本とする。）
	156小学校	（隔週1日・1回4時間又は8時間、 週1日・1回8時間）
	12高等学校（定時制2校含む）	（週1日・1回8時間、4時間又は16時間）
	8総合（特別）支援学校	（週1日・1回8時間）
拠点校	8中学校	（週1日・1回8時間を基本とする。）
対象校	8小学校	※8小学校は小中連携として配置。
巡回校	1箇所	※教育委員会に配置し、必要に応じ随時派遣している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカーも参加可能）

（2）研修回数（頻度）

年3回

（3）研修内容

生徒指導，教育相談をはじめとする学校教育活動の一層の充実を目指し，教育における重要課題等についての講義を実施し，資質向上を図る。

〔平成29年度 実施内容〕

第1回：講演 「学校で配慮と支援が必要なLGBTの子どもたち」

第2回：講演 「警察による犯罪被害者支援」

第3回：講義 「学校を知る！2 ～チーム学校を作るために～」

（4）特に効果のあった研修内容

講演「学校で配慮と支援が必要なLGBTの子どもたち」

宝塚大学の日高 庸晴 教授を講師にお招きし，LGBTの子どもたちの実態について，正しい知識と理解を深め，実際にどのような支援を進めていくかを考える機会となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置

設置あり（5人）

○活用方法

地域ごとに担当を定め，必要に応じ，円滑に職務を遂行できるための助言を行うとともに，学校における諸課題についてのアドバイスやコンサルテーションを行う。

（6）課題

本市スクールカウンセラーは他の職も兼務しており，全員が参加できる研修日・時間を設定することが難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】家庭環境についての活用事例（⑥）

子どもとの関わりが難しいと悩む保護者に対し、スクールカウンセラーが面接を行った。保護者の気持ちに共感を示しながら、これまでの親子のやりとりを振り返り、適切な関わり方について考えた。また、子どもが受けた発達検査の結果を保護者とともに改めて見直し、子どもの困りについて理解を深めたところ、親子関係が改善し、本人の学校生活における意欲も向上した。

【事例2】児童虐待についての活用事例（⑬）

かつて、暴力的な雰囲気の中で育った子どもが、自傷行為等の問題行動を起こしていた。スクールカウンセラーは、保護者と子どもに対し面接を設定。保護者は、気持ちの落ち着きとともに、子どもの課題について理解を深め、子どもを医療につなげることができた。その後、スクールカウンセラーによるカウンセリングと病院での薬物治療が進むにつれ、子どもの症状は治まっていった。

【事例3】性的な被害についての活用事例

性的な被害にあった女子児童に対し、スクールカウンセラーが保護者の依頼を受けカウンセリングを実施。カウンセラーは、怒りや悔しさなどの気持ちを受け止めるとともに、本人を苦しめていた罪悪感について十分なケアを行った。本人はしばしば精神的に不安定になることがあるが、継続的にカウンセラーに気持ちを吐露することで、徐々に落ち着きを取り戻し、自分を責める気持ちを乗り越えることができるようになった。

【事例4】教育プログラムについての活用事例（⑯）

中学校において、スクールカウンセラーによる教育プログラムを実施。ストレスへの対処をテーマとし、ストレスに関する解説やストレスチェック、ゲーム形式でのワークなどを行った。その結果、ストレスチェックを保健室に持参して相談するなど、生徒たちが自らのストレスに関心を持ったことに加え、教員も子どものストレスについて理解を深めるという効果が見られた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

児童生徒、保護者に対するカウンセリングのほか、教職員に対するコンサルテーションや研修の実施等により、いじめや不登校、問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に向けて学校の教育相談体制の構築に繋がった。

本市では、不登校児童生徒の人数及び在籍率を指標とした事務評価を実施しているが、平成27年度からその数値が微増していることから、研修等を見直すなど、学校の教育相談体制の充実に向けて取組を進めている。

（2）今後の課題

スクールカウンセラーの配置時間を段階的に拡充しているものの、勤務日・配置時間が限られることから、児童生徒の問題の状況に応じた柔軟な対応がしにくい状況にある。ともに配置を拡充しているスクールソーシャルワーカーとも連携することが重要であるが、勤務日が合わず、情報共有や連携を深めることが難しい。

また、スクールカウンセラーの資質や経験に違いがみられ、その資質の向上が課題である。公認心理師についても、平成31年度からの任用に向けて検討する必要がある。

大阪市教育局

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや、不登校等、学校教育をめぐる様々な問題の対応においては、子どもたちの心のケアが重要な課題となっている。このため、カウンセリングの専門家である臨床心理士をスクールカウンセラーとして学校に配置し、「いじめ」「不登校」問題等を中心に、子どもたちや保護者の悩みの相談や教職員の指導上の相談にあたることを、主な目的にする。

（2）配置・採用計画上の工夫

本市では、平成8年度よりいじめや不登校等の問題の解決のために、スクールカウンセラー事業を始めており、平成21年度には大阪市の全公立中学校に配置した。また、小学校から中学校へ進学する時期に不登校が急増することや、中学校での相談が1日の相談可能件数を超えることが本市の課題の1つとなっているため、一部の中学校において配置日数を週2日とし、そのうち1日は小学校への派遣を実施・拡充している。

（3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態

○配置頻度別配置校数

【配置校数】

小学校 : 292校
中学校 : 130校

○資格

・スクールカウンセラーについて

① 臨床心理士 : 140人

・スクールカウンセラーに準ずる者について

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 : 1人

○勤務形態

- ・単独校 64 中学校（週1日・1回6時間）
- ・拠点校 66 中学校（週2日・1回6時間）

対象校 162 小学校

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

大阪市スクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

年14回

（3）研修内容

回数	実施日	時 間	研修内容	備 考
1	4月7日	10:00-12:00	連絡協議会(1)	
2	5月26日	18:30-21:00	事例研究(1)	

3	6月1日	18:30-21:00	地域別研修 1・2ブロック	北区・福島区・此花区 都島区・旭区・城東区・鶴見区
4	6月16日	18:30-21:00	事例研究(2)	
5	6月29日	18:30-21:00	地域別研修 3・4ブロック	中央区・西区・港区・大正区 西淀川区・淀川区・東淀川区
6	7月6日	18:30-21:00	地域別研修 5・6ブロック	東成区・生野区 東住吉区・平野区
7	8月4日	18:30-21:00	地域別研修 7・8ブロック	住之江区・住吉区・西成区 浪速区・天王寺区・阿倍野区
8	8月8日	18:30-21:00	事例研究(3)	
9	10月5日	18:30-21:00	事例研究(4)	
10	11月24日	18:30-21:00	事例研究(5)	
11	12月6日	18:30-21:00	小学校担当者研修	
12	2月1日	18:30-21:00	事例研究(6)	
13	2月2日	15:00-17:00	連絡協議会(2)	
14	2月23日	18:30-21:00	事例研究(7)	

(4) 特に効果のあった研修内容

○事例研究(年間7回)

毎回1名のスクールカウンセラーが実践事例を報告し、約15名が協議を行う。毎回スーパーバイザーが参加し、事例提供者の実践内容及び個々の参加者の発表に対して指導助言を行うことで、参加したスクールカウンセラー全員が、今後のカウンセリングに生かすことができる。

○地域別研修(年間4回)

大阪市内を近隣地域別に分け、情報交換を中心に協議を行う。前半は各区のスクールカウンセラーで地域の情報交換を中心にグループディスカッションを行い、後半は全体でシェアリングを行う。毎回スーパーバイザーが協議内容に関して指導助言を行うことで、単なる情報交換で終わることなく、カウンセラーの資質向上につながる。

また、通常の業務ではなかなか難しい、スクールカウンセラー間の「横のつながり」を持つきっかけとなり、新採用のスクールカウンセラーにとっても、その点で特に貴重な場となっている。

○小学校担当者研修(年間1回)

小学校担当者全員を対象に、情報交換を中心に協議を行う。前半は事前アンケートに基づいたテーマを設定して講義を行う。平成28年度は発達障がいに関する講義を担当指導主事が行った。後半は、小学校派遣業務に関する情報交換や、講義テーマに関してグループディスカッションを行い、全体でシェアリングを行う。ス

ーパーバイザーが協議内容に関して指導助言を行うことで、テーマに関する理解だけではなく、小学校派遣独自の課題や問題点に関して、解決方法や改善に向けて有効な方策について示唆をもらうことができる点において、貴重な場となっている。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置：有（２名）

○活用方法：スクールカウンセラー研修での指導助言・希望者に対する個別のスーパービジョン

（６）課題

多様化する相談に対して適切に対応できるよう、アンケートの結果等を基に研修テーマの検討が今後必要である。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（⑦⑧）

小学校１年生の頃から登校渋りがあり、その都度担任や、養護教諭と母親が相談しながら、何とか登校していた。しかし、４年生になり、登校渋りがひどくなり６月に全く行けない状態になり母親がＳＣのところに相談にこられた。

母親に関してはＳＣが継続的面談を実施している。（母親の不安が高い際は毎週、その他２週に１回）当該児童については、なぜ不登校になったかの理由がわからない状況であった。教職員と情報共有しながら別室登校の受け入れ態勢を学校内で検討し、当該児童が登校できる環境整備を心がけた。登校し調子が悪くなってしまった際には、通級教室と保健室が本人の逃げ場所になれるような準備をおこなった。

２か月間、教職員と情報共有しながら個別対応を心がけ実施した。その後、当該児童は学校に行けるようになり教室に戻ることができた。学校内では、今後も通級教室と保健室での対応ができるよう、教職員間で情報共有を行い備えている。また、母親の不安はまだ高いため、継続的にＳＣが面談を実施している。

【事例２】虐待のための活用事例（⑬）

当該児童が保健室を数回か訪れ、養護教諭との会話の中で虐待を疑う話が出てきた。養護教諭より、関係者・ＳＣへそれぞれ情報提供。個々のコンサルテーションの中で、関係教諭間での虐待のとりえ方が異なっていた為ＳＣとして少人数のケース会議を提案。

通告後、養護教諭を中心として、生徒指導主事・担任およびＳＳＷと情報交換や、養護教諭中心の声掛け・見守りを実施。虐待対応や見通し等のコンサルテーションを繰り返しながら、長期休暇の問題悪化が懸念されたタイミングで、ＳＣと面談実施。学校生活の悩みを中心に話をした。当該児童には、いつでも相談できることを伝える。

その後、養護教諭をキーパーソンとして、関係者がチームとして機能するよう助言。当該児童の見立て（現在の状態・様々な問題行動の複雑な背景や意味・過度に叱られたことによる自己肯定感の低さ等）を伝えて生徒理解を深める事や、関係者への声掛け等で関係者の不安を軽減することやケース会議等を継続的に実施し対応している。

【事例３】性的な被害のための活用事例

当該児童配置校ＳＣが男性であったため、近隣校へ配置されている女性ＳＣがカウンセリングを実施した。

本事例の相談者は、学校からの帰り道に、すれ違いざまに自転車に乗った男に身体を触られる被害に遭った。きょうだいも同じ被害にあっており、また同じ被害に遭うのではないかと本人の不安は高まった。両親と学校

から要望があり、ＳＣと面談を実施した。面談で、本人は事件当日のことや事件後は自転車とすれ違うたびに緊張することや外から聞こえてくる物音にも怯えて心臓がドキドキすると話した。さらに、本人は特に母親を心配させてはいけないとの思いから、自分の不安について家族にも学校の先生にも話せずにいることが明らかになってきた。

ＳＣは、本人の不安について共感的に傾聴し、担任には自分の不安を表現しにくい本人の特徴について共有し、細やかな声掛けをお願いした。その結果、外からの物音に怯えることがなくなるなど当初の不安が軽減し、気持ちの安定を図ることができた。

【事例４】教育プログラムのための活用事例（⑩）

友人関係トラブル、暴力、授業妨害、不登校などに動作法が功を奏する事が多い。問題行動には発達の問題が隠れていることが多く、姿勢保持が困難、不器用、感覚過敏などがよくみられる。発達障害には発達性協調運動障害との併発が多いため、動作法を用いて運動発達を促すことは発達の問題を軽減することにつながる。

そこで、クラス単位でＳＣと教員が協働し「姿勢をよくしよう」という内容で教育プログラム（動作法）を実施している。適切なからだの動き、努力の仕方を練習し、不器用や感覚過敏を改善し、心の安定、クラス全員の成長発達に寄与することを考えた。姿勢の悪さは教員の気がかりな所でもあり、児童は抵抗なく取り組みやすく、よい姿勢は安定して気持ちいいという体験ができるので、意欲的に姿勢を意識できる子どもが増えた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○相談件数

主訴	不登校	いじめ	その他
合計件数	1,292	104	3,475
総合計	4,871		

○解決・改善件数

主訴	解決			改善			解決 改善 / 全件数 件数	解決 改善 割合
	不登校	いじめ	その他	不登校	いじめ	その他		
合計件数	166	26	547	490	36	1,012		
総合計	739			1,538			2,277 / 4,871	46.7%

（２）今後の課題

市立中学校の全校配置は平成21年度に達成し、市立小学校への派遣は平成22年度より順次導入している。小中連携を進める中、小学校派遣を行っていない中学校区については、小学校での潜在的な相談事案に十分に対応できていないことや、中学校に進学後、問題が長期化・複雑化することもある。よって、今後も小学校派遣を拡充し、問題の早期発見・早期解決に繋がるように取り組むことが必要である。

堺市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

子どもたちの臨床心理に関して高度に専門的な知識を有する者等をスクールカウンセラーとして学校に配置・派遣し、不登校や問題行動に対する適切な対応をはじめ、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校・高等学校は全校配置している。小学校は93校中16校の配置である。小学校16校については主に3小1中学校区（小学校数が多い中学校区）に配置している。

未配置の小学校は、必要に応じて中学校区内に配置しているSCを活用している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置校数】

小学校	:	16校
中学校	:	43校
高等学校	:	1校

（1）スクールカウンセラーについて：

- ①臨床心理士 51人
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者、④①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

※主な配置形態について

配置校	16小学校	週1日・1回6時間
	43中学校	週1日・1回6時間
	1高等学校（全・定）	週1日・1回8時間

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

全スクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

年4回

（3）研修内容

- ・スーパーバイザーや有識者による講演
- ・情報交換や事例検討

（4）特に効果のあった研修内容

ケースに対する具体的なスーパーバイズや意見交換

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有（3名）

○活用方法 研修講師

スクールカウンセラーへの指導助言

（6）課題

- ・スクールカウンセラーの資質向上に向けた研修の充実
- ・スクールカウンセラーは他の自治体等でも活動しているため、研修等の日程調整が困難

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（①⑥⑩）

中学校3年生の生徒は、2学期から欠席が続くようになる。担任がスクールカウンセラーとの面接を勧め、保護者である祖母のカウンセリングにつながった。

家族構成は、母方祖母と本人の2人暮らしで、父親とは離婚により離別し、母親は他界している。経済的な問題はないが、頼れる親族がおらず、サポートが受けられない。

本人には、忘れ物が多い、整頓が不得手、期日を守ることができない等の課題があった。自らの日常の不適応行動が、ADHDの状態に合致するのではないかと悩みを養護教諭に話すこともあり、悩んでいる様子であった。

カウンセリングをとおして祖母から聞く本人の状況、及び本人に関わる教職員とのケース会議から、本人の困り感が大きく、また、祖母の心身の状況も切迫していると判断し、医療機関を紹介する。医療機関でADHDと診断され、投薬治療とカウンセリングが開始される。医療受診後、本人は登校を再開し、服薬により一旦状態は落ち着き、2学期の期末テストに向けて頑張る姿も見られるようになった。

しかし、3学期に入って、受験に向けて不安を募らせる祖母と、祖母の思うようには行動しない本人との間に亀裂が生じ、再度登校が滞りようになる。祖母は本人に対しての心配と、自身の健康と将来の不安等が増大し、心的負担が大きくなっており、そのことが本人の不登校の要因の一つとも考えられ、カウンセリングは継続して行

った。祖母の安定が、本人の状況改善につながっていき、再び改善傾向が見られるようになった。

卒業までに、行政とつなぐ必要があると判断し、スクールソーシャルワーカーに介入してもらい、健康福祉プラザや保健センター等との連携を図っている。学校からは、進学先の高校にも本人の特性を伝え、丁寧な配慮や対応を依頼する必要を伝えることとなった。

【事例２】児童虐待のための活用事例（⑬）

小学校５年生本人が、担任のすすめでカウンセリングを開始した。主訴は、お母さんが怖すぎて何も言えないということであった。

家族構成は、母、本人、妹２人の４人暮らし。担任によると本人に対して、母は躰や世話はしているとのことであった。

初回カウンセリングの前夜、妹が使っていたｉｐａｄが見当たらず、飲酒していた母は、いら立ち、ティッシュの箱を本人たちに、水筒をドアに向かって投げた。さらに、母は、母自身が使っていた携帯電話も見当たらないことで、いら立ち、リモコンを本人に向かって投げた。その後、「見つかるまで一生寝るな」と言って母は先に寝てしまった。時間がたち、本人が寝ようとする母親に起こされた。そのまま、寝不足の状態では登校した。

本人の希望で母との面談は行っていない。スクールカウンセラーは、担任や生徒指導主事と情報共有を図り、学校として家庭と連絡をとりつつ、スクールソーシャルワーカーを通して、外部機関との連携体制をとっていった。

スクールカウンセラーとしては、本人の心の安定化を図るため、安全を守るための方法などを伝え、本人が帰宅後もリラックスできるように導いた。その後、２学期は無事に生活ができた。また、辛いことがあった時には、本人が担任を通じてカウンセリング申込ができる体制づくりができた。

【事例３】性的な被害のための活用事例

事例なし

【事例４】校内研修のための活用事例（⑮）

本児は、２年生４月から、学校生活の中で、自分は周囲に理解されないことに腹を立て、教室を飛び出し遊具の上に登るといった行動がみられるようになった。活動の途中で出ていくという行動は、毎日のように繰り返された。

スクールカウンセラーは、本人とのカウンセリングを行ったり、休憩時間を一緒に過ごしたりすることをおして、本人の特性観察と本人の困り感についてのアセスメントを行った。そのアセスメントを踏まえ、本人への支援体制を整えるために、教員へのコンサルテーションを行った。本人の特性や支援の在り方について、資料にまとめて提示し、具体的支援について協議した。

本人の特性が、社会性の障害、コミュニケーションの障害、イマジネーション障害であり、知覚にも特異性があることを確認した上で、①障害の特性について理解し、「叱るのではなく、教える」②自尊感情を育てる③本人の努力を求める前に環境調整④人と関わる力を育てる⑤ストレスフルな状態であることを理解する⑥枠を明確にして、一貫性を持つ⑦家庭との連携を密にし、家庭での環境も配慮するなどの方向性について示し、支援者が共通理解できるようにした。

イライラが募った場合に一時的に教室から離れて気分転換できる場の保障を行う、気分転換の技法コミュニケーションスキルを身に付けられるように支援する、本人への理解が深まっていくような学級経営を行う、本人の

思いに寄り添って聞くなどの支援を重ねた結果、9月以降は、飛び出しもなくなり、トラブルが起こった場合でも話し合いで解決できるようになった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

平成29年度のスクールカウンセラーの相談件数は、不登校に関するものがもっとも多く、中学校は3146件（全相談件数の約39％）、小学校は2130件（全相談件数の約29％）となっている。

また、スクールカウンセラーから報告があった、「成果のあった事例」に占める不登校に関する割合は、37例（成果のあった事例中約47％）となっている。

スクールカウンセラーが、校内不登校対策委員会等に参加し、情報を共有したり、助言を行ったりすることで、効果的な支援方法を計画し、組織的に不登校児童生徒を支援することができた。

（２）今後の課題

スクールカウンセラーを効果的に活用できるように、各学校において相談体制の確立や研修が必要である。

神戸市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあり、昨今、全国では、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案など、子供の生命・身体の安全が損なわれる事案が発生している。また、最近の問題行動等の特徴として子供たちが内面にストレスや不満を抱え込み、抑制できなくなり、衝動的に問題行動を起こしたと思われる事例が多く見られる。そこで、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立小中高等学校等および特別支援学校に配置し、子供たちの心の相談に当たることにより、こうした問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

本市では、平成17年度に全中学校にスクールカウンセラーを拠点校配置した。平成18年度には市立高等学校全11校へ配置。平成23年度からは小学校への配置拡充を進めてきた。平成27度には、全中学校で月4回、全小学校で月2回以上のカウンセリングを実施できるようにしている。平成29年度は、スクールカウンセラーの特別支援学校への配置を月2回に拡充した。

心の専門家であるスクールカウンセラーは専門的な視点に立って児童生徒にカウンセリングを行う一方、保護者へのカウンセリングも行っている。また、教職員へアドバイスを行ったり、保護者や地域等の研修会で講師を務めたりしている。なお、各スクールカウンセラーは平成25年度からストレスマネジメントなど心の健康づくりに関する教育プログラムを、児童生徒対象に実施している。また、緊急事態発生時には、各校からの派遣要請や委員会事務局が必要と判断した場合に、スーパーバイザーやスクールカウンセラーの緊急派遣を行っている。

新規スクールカウンセラーの採用については、臨床心理士の資格を有し、兵庫県臨床心理士会の紹介を受け、スクールカウンセラーを志望する者の中から面接により選考している。

（3）配置人数・資格・主な勤務形態

○配置校数及び人数（全市立小中高等・特別支援学校に配置）

小学校	: 164校
中学校	: 82校
高等学校	: 10校
特別支援学校	: 5校
教育委員会等	: 1箇所

のべ人数 212名 実人数 95名

○資格

①臨床心理士 95人

○勤務形態について

単独校 67小学校（年間35週、1回あたり8時間以内、計235時間）

82中学校（年間35週、1回あたり8時間以内、計235時間）

10高等学校（年間35週、1回あたり8時間以内、計150時間）

拠点校 47小学校（年間35週、1回あたり8時間以内、計235時間）

5特別支援学校（年間18週、1回あたり8時間以内、計117.5時間）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 神戸市勤務のスーパーバイザー及びスクールカウンセラー
- 管理職又は校内スクールカウンセラー担当者

（2）研修回数（頻度）

- 平成29年度 スクールカウンセラー配置校連絡協議会（年間2回）
- スクールカウンセラースーパーバイザー主催による自主研修会（年間3回）

（3）研修内容

- 教育委員会所管相談機関の活動について、講演会「より効果的なSCの活動について」、事業説明、学校とスクールカウンセラーとの打合せ、スクールカウンセラー引継ぎ会等
- 情報交換、学校アセスメント、今年度の緊急支援総括、教育プログラムについて等

（4）特に効果のあった研修内容

- スクールカウンセラー配置校連絡協議会（対象：配置校の管理職又はSC担当とSV、SC）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：3名
- 活用方法：神戸市立青少年補導センターに配置。不登校の児童生徒に対するカウンセリングに加え、本市に配置しているSCの相談役としても活動を行っている。また、緊急派遣事案対応時には、教育委員会事務局の指示により、アドバイザーとして当該校の支援にあたっている。

（6）課題

- カウンセリング専用の相談室の確保が児童生徒の増加等により困難な学校が一部ある。
- スクールカウンセラーの退職等が年度中でもあり、人材確保が難しい。
- 学校の一員としてのスクールカウンセラーの資質・能力等の向上を図り続けることが必要である。
- 「チーム学校」の視点から、スクールソーシャルワーカーや他の関係機関等との連携を深めるための研修をすすめる必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】小中連携のための活用事例（⑪）

以下のような活用をすることで連携強化に努めている。

- （1）中学校区内において、小学校と中学校に同一のスクールカウンセラーを配置することで、カウンセリングを継続しやすく、小学校から中学校への進学に対する不安感の緩和や兄弟関係や家庭環境の把握による保護者の安心につなげている。
- （2）中学校区内の各小中学校に配置されたスクールカウンセラーと養護教諭等が情報交換を行う機会をつくり、小中連携した支援により中1ギャップの軽減につなげ、滑らかな接続への一助としている。
- （3）中学校区内の小中学校に配置されたスクールカウンセラーの出勤日を学校間で調整し、それぞれの配置校を訪問し、情報交換を具体的に行う機会を設けた。
- （4）授業中や休み時間の様子を観察したり、学校行事等に参加したりすることで、教職員では気づきにくい専門的見地から児童生徒の心身の様子や発達障害等に気づくことができた。これにより特別支援教育課との連携をすすめ、適切な支援を行うことができた。
- （5）今後もスクールカウンセラーの配置を拡充し、相談等の機会を増やすことで、実情を十分に理解した上

で子供たちの様子を多角的にとらえ、実態に即した指導につなげたい。今後もスクールカウンセラーが配置校、関係機関、地域等の連携をさらに深めることで、チーム学校としての組織力を高めたい。

【事例２】「児童虐待」についての活用事例

以下のような活用をおこなっている。

- (１) 虐待情報があった児童生徒について、管理職、養護教諭、関係教員との間で情報共有。
- (２) 児童生徒の安全確保について SSW、こども家庭センターや各区役所こども家庭支援室と連携を図り、迅速に適切な支援を行うよう助言。
- (３) 虐待情報があった児童生徒の保護者及び近親者とのカウンセリングや児童生徒に表れる行動とその理解・対処についての説明。
- (４) 学校の指導体制や保護者対応について、臨床心理士の視点での助言。

【事例３】「性的な被害」についての活用事例

以下のような活用をおこなっている。

- (１) 性被害にあった児童生徒への個別の心のケア
- (２) 性に関する事件についての保護者説明会で、緊急派遣されたスーパーバイザーより動揺する児童生徒に表れる行動とその理解・対処についての説明。
- (３) 性に関する事件について、動揺が見られる児童生徒およびその保護者に対応する担任など、教職員に向けてのカウンセリングマインドやストレスマネジメントに関する助言および支援。
- (４) 指導体制について、臨床心理士の視点での助言。

【事例４】教育プログラムのための活用事例（⑩）

平成２９年度は、のべ６１校で教育プログラムを実施した。各ＳＣが勤務校の実態に応じて、教職員と協力、工夫しながら教育プログラムを行っている。１０～１５分で簡単にできるもの、１単位時間を使ったもの、２時間位をかけて行うもの等、形態についても学級・学年単位、学校全体と状況に応じて柔軟に工夫しながら実施した。

中学生を対象にした「リフレーミング」の研修では、自分では短所として捉えていた性格をリフレーミングすることで、長所として捉えることができ、自分に自信を持ち自己肯定感を高めることにつながった。

今後もより効果的なスクールカウンセラーの活用をすすめるためには、各校の実態を把握し、スクールカウンセラーと子供、保護者、教職員をつなぐコーディネーターの存在が不可欠である。一人でも多く悩みを抱えている子供を支援できるよう各校の実態に応じたスクールカウンセラーの効果的な活用をすすめていきたい。

＜昨年度の実践プログラム＞

ストレスマネジメント、リフレーミング、アサーショントレーニング、ソーシャルスキルトレーニング

＜具体例＞

「睡眠の重要性について」「早寝早起きと心の健康」「思春期セミナー」「言葉の力について考えよう」
「アンガーマネジメント」「命と自尊感情」「あがり防止教室」「クラスのいいところ見つけ」
「誰にでも心が苦しくなるときがあるから」「エコグラムを使って自己肯定感を高める」

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

全国で平成２８年度の長期欠席者（３０日以上欠席者）のうち、「不登校」を理由とする児童生徒数は、小学校は３万人で、前年度より３千人増加、中学校は９万９千人と前年より４千人以上増加となっており、全国の児童生徒数の約１．３６％、約１２万９千人の不登校児童生徒がある。

このような全国の状況の中、神戸市では不登校児童生徒数の割合は小中学校ともに微増に留まっている。これらの成果については、各学校において、教職員が定期的な家庭訪問や適切な登校刺激を行うなど、きめ細かな対応をしているだけでなく、各校でのスクールカウンセラーの活用による学校復帰や未然防止が大きな力となっている。児童生徒、保護者へのスクールカウンセラーの認知も高まり年々相談件数も増加しており、今後も各校の実態に応じたスクールカウンセラーの活用が期待される。

○神戸市の主な相談人数（H25～29年度）

	延べ相談人数	児童生徒	保護者	教職員	その他
平成 25 年度	54,234人	25.3%	18.8%	54.1%	1.8%
平成 26 年度	61,377人	27.5%	18.8%	52.5%	1.2%
平成 27 年度	66,345人	28.4%	17.4%	53.0%	1.2%
平成 28 年度	67,536人	25.8%	18.0%	54.1%	1.6%
平成 29 年度	67,496人	23.1%	19.8%	55.9%	1.2%

（２）今後の課題

- ・小学校へのＳＣ配置を拡充し、単独配置校を増やすこと、また、小中連携しやすい配置の工夫で、学校における教育相談体制の充実を一層図る。
- ・近年、相談件数が急増している特別支援学校への配置について拡充を図る。
- ・スクールソーシャルワーカーと連携し、学校だけでは解決困難な子供を取り巻く環境の調整を進める。
- ・教育相談についての広報活動の推進と、学校と相談機関との連携を強化し、教育相談を必要とする子供や保護者が気軽に相談できる体制づくりに努める。
- ・チーム学校の視点からスクールソーシャルワーカーや他の関係機関、地域との連携を深める。
- ・配置校増加に伴うスクールカウンセラーの人材確保と資質向上への研修のあり方を検討する。
- ・緊急事案発生時、派遣に対応できる数のスクールカウンセラーを確保する。

岡山市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中・高等学校に「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、いじめ、暴力行為、不登校等に関係する児童生徒及びその保護者のカウンセリングや、教職員への助言及びカウンセリング技法の研修を行い、各学校の総合的な相談体制の充実と指導力の向上を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・岡山市立中学校37校（全校配置）
- ・岡山市立小学校36校（全中学校区の小学校1校に配置）
中学校区内の小学校のうち、問題行動や不登校等の状況を総合的に判断して配置校1校を決定する。
- ・岡山市立高等学校1校（全校配置）
※平成29年度より、配置のない小学校へ、同じ中学校区のスクールカウンセラーが月1回程度勤務する体制とした。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数及び配置校数について

小学校	: 36人, 36校
中学校	: 37人, 37校
高等学校	: 1人, 1校

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて

①臨床心理士 38人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 6人

※主な配置形態について

単独校	27中学校	SC: 140時間（1日3.5時間×40週）
	9小学校	SC: 140時間（1日3.5時間×40週）
	1高等学校	SC: 140時間（1日3.5時間×40週）
拠点校	7中学校	SC: 140時間（1日3.5時間×40週）
	3中学校	SV: 220時間（1日5.5時間×40週）
	23小学校	SC: 140時間（1日3.5時間×40週）
	4小学校	SV: 220時間（1日5.5時間×40週）
派遣校	53小学校	（1日3.5×年5～10回程度）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールカウンセラー全員

（２）研修回数（頻度）

年２回

（３）研修内容

- ・昨年度までの状況及び今年度の活動方針等の伝達
- ・講演及び子ども相談主事（岡山市ＳＳＷ）との合同研修会

（４）特に効果のあった研修内容

- ・福祉事務所単位での子ども相談主事（岡山市ＳＳＷ）との情報共有
- ・自傷行為を繰り返したり自殺をほのめかしたりする児童生徒等への対処について（講演）

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置

平成２８年度より，ＳＣのうち，経験豊富な７名をスーパーバイザーに委嘱し，経験の少ないＳＣに対する指導助言を行う体制をつくっている。

○活用方法

岡山市でのＳＣ経験が３年未満の者を中心に，個人やグループでスーパーバイザーから事例検討等を通して助言を受ける。

（６）課題

- ・緊急支援に対応できるＳＣの増員。
- ・スーパーバイザー及びＳＣ間で連携した対応をすることができる体制づくりの促進を通して，ＳＣ一人一人のスキルの向上を図りたい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校傾向の児童と保護者に対するカウンセリング事例（①⑧⑨）

※問題の経緯：

Aは小学校中学年の頃、友達の言葉に傷つき、登校を渋るようになった。Aの登校渋りは友達との関係が修復した後も続いた。次第にAは母親や同居している祖父母との関係が悪化し、学校でも担任や不登校児童生徒支援員の前で癇癪を起こしたり、母親をなじったりするようになった。

新年度になり、4月のうちは登校班の班長をまかされ、毎日登校できていたが、運動会の練習が始まるようになると再び登校を渋るようになった。SCが話を聞いたところ、Aは「クラスに行くと『来たんじゃ』というように目で見られるから行きたくない」と話した。

2学期始業式の数日前、母親が宿題をするよう声をかけると、Aは突然怒り、家を飛び出すことがあった。学校からの助言で母親は児童相談所に相談の予約をした。さらに、子ども相談主事が家庭訪問を行うようになった。

※SCの関わり：

9月中旬に、Aとのカウンセリングを1回おこなった。その際、毎週1回カウンセリングをおこなっていくことを提案したが、Aは拒否した。母親とは毎週1回の割合で9月から翌年3月までカウンセリングを続けた。カウンセリング開始当初、母親は、「Aが変わらないと何も変わらない」と言い、面接にAを連れてこようとした。また、母親は、Aが小学中学年の頃からこれまでの間、Aのペースに振り回され、Aは自分の主張を押し通そうとするばかりで、母親の願いは叶えようとしてくれないこと、「Aの言うことを聞きたくない」と思っていること等を話した。Aが同席した面接で、母親に甘えたい様子のAと、拒否的な態度でAの甘えたいという欲求に応じようとしない母親との間で言い争いが始まり、面接は混乱状態となった。

母親のAに対する態度は回避的、拒否的で、情緒的な応答性を欠くものであった。こうした母親の態度によってAの情緒はより不安定になり、学校や家庭で安心して過ごすことができなくなっていることが推察された。

※チーム学校としての対応：

SCと担任、不登校児童生徒支援員、教頭との間で、情報交換を密におこなった。これまではAと母親は不登校児童生徒支援員に依存し、登校の有無の連絡からAの送迎までも不登校児童生徒支援員に任せていた。SCが母親の面接を担当し、母親が主体性をもってAの環境を調整できるよう支援をおこなった。そして、担任もAに教育的な指導を個別におこない、母親ともその情報を共有していくことを徹底した。また、不登校児童生徒支援員による支援も、母親との連絡を密にし、「母親からの」要請を受けて動いているということをAに分かるように伝えていった。

※SCやチーム学校としての関わりによる変化と今後の方針：

母親が主体性をもって、Aや学校と関わっていけるようになることを目的として面接を続けた。すると、これまで母親がAに登校の判断を任せていたために、学校への連絡が不定期であったが、母親が毎日Aの登校の有無を連絡してくるようになり、Aの行動や心情を母親が把握できるようになった。それに伴い少しずつであるが、Aが自ら「今日は学校に行く」と決めて、不登校児童生徒支援員に迎えを依頼して登校し、相談室で数時間過ごすことができるようになっていった。

【事例2】虐待に起因する自傷行為をする生徒への関わり事例（⑬）

※問題の経緯

Bは9歳の時に両親が離婚し、現在は父親と二人暮らしをしている。それまでの母親の子どもへの関わりが不十分だったため、愛着形成がなされていない様子が見られた。また、姉が進学で家を離れたことで、物心ついたときから始まっていた父親からの暴力を緩和してくれる存在がいなくなったため、多様な症状が露呈して

いると思われた。Bはこれまでに身体的虐待で2度、児童相談所で保護されたことがある。学校でのBは教室に入ることが徐々に困難になり、部活などの対人関係にも大きな葛藤を抱え、ついに自分自身のコントロールを失ってしまう。

※S Cの関わり：

児相担当者からも生活状況などの情報を得た上で関わりをもった。発達に問題があるように見えるのは、発達障害があるのか虐待などの生育歴がそのようにさせたのか特定できないが、エピソードから境界性パーソナリティ障害も疑わせた。人懐っこく教師には甘えて関わりを求めつつも、時に大きく爆発して教師への暴言や物に当たることがあった。S Cが関わりをもつ中で、自分の病状についての認識や、しんどさを誰もわかってくれないこと、教師との間で湧き起こる感情を話すなど、学校での自分を少し客観的に眺めることもできるようになった。S CとしてBのしんどさを認める存在であろうと努めた。

※チーム学校としての対応：

学年団はもちろん学校全体で情報を共有し、それぞれの教員が役割を持って、常に誰かがBに関わるようにした。S Cは教員に日々の様子や現状を何うことでBについての情報を共有できるようにした。また、Bは此処にいてだけで精一杯であることを教員に伝えることで、学校がBにとって安心できる場となっていくよう関わるようにしていった。Bは自傷行為に加え、他害等の問題行動も多かったが、学校から父親へねばり強く関わることで、父親にも危機感が生まれ、Bは少しずつではあるが心の変容の過程にある。

【事例3】事例なし

【事例4】教職員のカウンセリングマインド理解のための活用事例（⑮）

主に、電話での保護者対応について、カウンセリングマインドをふまえたうえでの対応について、グループワークをとおして考えることができるようにした。

〔研修の流れ〕

1. カウンセリングの3つの基本的態度＝傾聴のポイントについての説明。
2. 話を「聴いてもらえた感」と「聴いてもらえなかった感」の体験。

（1）話を聴いてもらえていない感の体験

2名ペアになり、一人は「自分が今はまっていること」について話す。もう一人は「でも・・・」、「ちがうよね・・・」など、否定的な言葉を発したり、話している途中での割り込みを行う。

（2）話を聴いてもらえた感の体験

2名ペアになり、一人は「夏休みにやりたいことについて」話をする。もう一人は「そうなんだ」、「それっておもしろそう・・・」など、話に興味を示す短い言葉を発したり、頷いたりして肯定的な態度を示す。

3. ワークの体験をとおしての感想を話し、あらためて傾聴のポイントを振り返る。
4. 保護者の電話対応を一つの模擬ケースとして、その対応を考える。

保護者からの電話対応で、「悪いと思われる対応」と「よいと思われる対応」を、ロールプレイした。代表して教務主任が先生役、S Cが保護者役を演じた。実演後、どこがよかったか、どこが悪かったかをグループで話し合い、全体で共有した。

5. グループワークもふまえて保護者の電話対応について、カウンセリングマインドの視点に立った電話での対応について説明を行った。

〔実施の効果〕

カウンセリングマインドについては、これまでもさまざまなところで研修や話を聴く機会は多くあったようだ。ただ、今回の研修は、電話対応であったことや、ロールプレイや模擬ケースなどの体験をとおして、保護者

対応について考えることができたことから、「具体的で実用的だった」とか「日々のかかわりの中で実践してみようと思った」というアンケート回答が多かった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

１ 相談実績

①相談件数 11,837件（前年度11,501件）

内 訳 小学校 6,713件（前年度 6,316件）

中学校 5,042件（前年度 5,068件）

高等学校 82件（前年度 117件）

②スクールカウンセラーを活用した校内研修 177件（前年度194件）

２ 学校の評価

①「スクールカウンセラーの配置が不登校や問題行動等の未然防止に効果があった」

ととらえている学校の割合 65%

②「スクールカウンセラーの配置が不登校や問題行動等の早期対応（状況に応じた対応）に効果があった」

ととらえている学校の割合 77%

③「スクールカウンセラーの指導・助言が学校の相談体制の確立や教職員の指導力向上等に効果があった」

ととらえている学校の割合 81%

３ いじめの解消率

平成27年度と平成28年度いじめの解消率を比較すると、ＳＣの配置の多少に関わらず、いずれの学校においても改善した。さらに、配置日数の多い小学校では、いじめの解消率において著しく高い効果が表れた。これは、ＳＣがいじめの相談を直接受け、解消につながったものもあるが、多くは教職員へのコンサルテーションにより解消につながったものが多いと考えられる。

年間5日～10日配置の小学校(55校)				年間30日～35日配置の小学校(36校)		
	H27	H28			H27	H28
いじめ認知件数	151件	283件		いじめ認知件数	111件	376件
解消したもの	140件	270件		解消したもの	82件	371件
解消率	93%	95%		解消率	74%	99%

（２）今後の課題

- ・不登校児童生徒支援員や特別支援教育支援員、子ども相談主事（岡山市ＳＳＷ）との効果的な連携
- ・ＳＣの専門的な見立てやカウンセリングに関する研修等の実施による教職員のスキルの向上
- ・ＳＣの人材確保

広島市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応等のために、すべての児童生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制を整備し、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成13年度から順次、市立中学校を中心にスクールカウンセラーを配置拡充し、平成18年度には全ての市立中・高等学校への配置を完了した。

中学校における不登校やいじめ等の減少に向けては、小学校段階からの早期支援の充実が重要であることから、平成18年度から中学校に配置したスクールカウンセラーを校区内の小学校へ計画的に派遣し、小学校における教育相談体制の充実を図っている。

平成23年度からは特別支援学校にもスクールカウンセラーを配置し、すべての市立学校へのスクールカウンセラーの配置が完了した。

さらに、平成25年度には、いじめの問題や、暴力行為等の問題行動や不登校などへの適切な対応や各学校の教育相談体制の強化を図るため、小学校の配置時間を週2時間から週4時間に、中学校は週6時間から週8時間に拡充している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置人数について

小学校	: 57人
中学校	: 53人
高等学校	: 9人
中等教育学校	: 1人
特別支援学校	: 1人

※配置校数について

小学校	: 142校
中学校	: 63校
高等学校	: 9校
中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 1校

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて

- ① 臨床心理士（62人）
- ② 精神科医（0人）
- ③ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者（0人）

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者（6人）
- ② 大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者（0人）
- ③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者（0人）

※主な配置形態について

単独校	9 高等学校	(週 1 日・1 回 8 時間)
	1 特別支援学校	(週 1 日・1 回 8 時間)
拠点校	6 3 中学校	(週 1 日・1 回 8 時間)
対象校	1 4 2 小学校	(週 1 日・1 回 4 時間)
	1 中等教育学校	(週 1 日・1 回 8 時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

全スクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

年 2 回

（3）研修内容

活動内容や服務、校内体制への位置づけ方や相談方法、児童生徒、保護者への啓発・広報の方法などについて、スーパーバイザーによる講話やグループ協議等を通して確認し、スクールカウンセラーが複雑化・多様化する児童生徒をめぐる問題に的確に対応できるよう、専門分野に係る力量の向上を図っている。

（4）特に効果のあった研修内容

発達に課題のある児童生徒に対するアセスメントの視点として、医学的支援、学習支援、行動支援、環境支援等について、各スクールカウンセラーの成功事例等を協議・交流し、発達に課題のある児童生徒への支援についての研修を実施した。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S V の設置

スクールカウンセラー等が直面する課題や事例等について、専門的な見地から助言を受けることができるようにスーパーバイザーを 1 名配置している。

○活用方法

- ① スクールカウンセラー等が円滑に職務を遂行するための助言
- ② スクールカウンセラー等と学校間の諸課題についてのアドバイスやコンサルテーション
- ③ 新任スクールカウンセラー等への面接
- ④ スクールカウンセラー連絡協議会の研修講師
- ⑤ その他、緊急の問題が発生した学校への支援

（6）課題

- 複雑化・多様化している課題に適切な指導・助言をするためには、スクールカウンセラーの資質能力の向上を図る必要があることから、スクールカウンセラーへの研修強化を図る必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害の児童生徒についての活用事例（③、④、⑩）

○ 児童生徒の課題について

当該児童生徒は、落ち着きがなく、忘れ物も多く、学力も低い。また、感情のコントロールができないときがあり、友達とトラブルになったり、教員の指導に対して反抗したりすることも多い。

○ スクールカウンセラーとしての支援・援助について

母親との面談や担任からの情報を元に当該児童生徒に対する関わり方、伝え方で工夫が出来ないかを検討した。その中で、母親から発達障害について教えてほしいとの希望があったため、障害の特性や基準について示唆するとともに、スクールカウンセラーは専門的に診断を下す立場にはないため、必要に応じて医師に相談することと、子どものことであっても親が相談のために医療機関を受診できることを併せて伝えた。

母親が医療機関を受診後、「医療機関に連れて行こうとすると、本人が拒否したので、それをどうしたらいいかわからない。」と相談内容が変化するため、母親から医療機関の受診を打診された当該児童生徒がどう思っているのかを含めて、一度当該児童生徒とスクールカウンセラーとで面談を行うこととなった。

面談の中で、当該児童生徒は「なぜ病院に行かないといけないかわからない。」「何をされるのかが分からない。」「普段の授業は面白くない。」「先生の話のスピードについていけないことがイライラする。」「（友達に）イライラしたら色々やってしまうけど、やっている途中で冷静になる。」など本人なりの思いを話したため、それらを受け止めた。また当該児童生徒に「このままではいけないという思いがあることは伝わっている。だからこそいろいろな方法で協力がしたい。」と提案し、医療機関についても当該児童生徒の分かるスピードで、内容をかみ砕き、母親の思いなどを時間をかけて説明すると、当該児童生徒は医療機関への受診を納得する。その後、受診が始まり、検査の結果を経て「注意欠如・多動性障害」の診断名がおり、服薬治療が開始された。服薬を始めてから1か月を過ぎたあたりから忘れ物の量が減りはじめ、教室内での落ち着きが見られ始めた。教員の指導や母親の話も素直に聞くことが増え、当該児童生徒も友人関係でイライラすることが減り、学校内で楽しいと感じる話題をカウンセリングの中で報告する頻度が増えていった。また、全く問題が無いわけでは無いが本人の大きな成長が見られたと母親や担任も実感している。

○ チーム学校としての対応、関係機関との連携について（情報共有の在り方や行動の連携の様子など）

当該児童生徒は、学校内では態度の悪い児童生徒として扱われていた。申し送りや、過去の病歴が無いことから、生徒指導上の問題だけで当該児童生徒の対応を検討していたので、もう一度ゼロベースで考える校内ケース会議を行った。ケース会議の中で当該児童生徒や母親との面談の内容から、①医療に早期につなぐこと、②当該児童生徒が自分の話しのできる場を設定（悪いことをしてしまったが、本当は別のやり方をしたかった、など）を当面の目標とした。

医療機関を受診してからは、実際に担任とスクールカウンセラーが医療機関と連携し、担当医と相談しながら、当該児童生徒に対する対応方針を決定した。

【事例2】児童虐待についての活用事例（⑬）

○ 児童生徒の課題について

保護者からの暴力などにより家に帰りたくない、また、親からは、暴力の他、長時間の説教や、日々何かにつけて罵声を浴びせられることもあり、家で保護者の顔色をうかがいながら過ごしていた児童相談所が介入しているケースである。

○ スクールカウンセラーとして支援・援助について

すでに警察や児童相談所も事態を把握し学校とも連携していたため、それらの機関と連絡を取りながら当該児童生徒との面談においては最初に、いつでも辛さを話しに来るような体制を整え、当該児童生徒が安心して安全に生活できる環境を整えていくことを中心に取り組んだ。

○ チーム学校としての対応、関係機関との連携について（情報共有の在り方や行動の連携の様子など）

カウンセリング実施後、担任や学年主任、生徒指導担当教諭、管理職と対応について協議し、改めてスクールカウンセラーより関係機関にカウンセリングの様子や見立てを伝えた。スクールカウンセラーが「今の状況が続けば児童生徒が精神面で不調を来すおそれがあり、一方で保護者への暴力に発展することも危惧される。」と関係機関に連絡し、児童生徒の安全確保と保護者への適切な対処を依頼した。児童相談所による一時保護などの措置には至らなかったが、警察より保護者に養育態度についての指導が行われ、当該児童生徒には何かあればすぐに交番へ駆け込むよう伝えられた。関係機関との間で保護者による不適切な養育が行われている情報の共有がさらに進み、その後も児童生徒や保護者への各機関での対応について定期的に情報交換が行われた。その結果、当該児童生徒は、不適応を生じることなく学校生活を送ることができた。

【事例3】「性的な被害」についての活用事例

○ 児童生徒の課題について

当該児童生徒は突然家出し、その間に成人男性と性交渉し、警察が関わるケースとなったが、その後も当該児童生徒には、全く葛藤や不安、問題意識などが見られず、ストレスへの対処方法として「躁的防衛」という手段により対応する傾向があった。

○ スクールカウンセラーとしての支援・援助について

母親との面談を通して、当該児童生徒の様子や課題などを把握し、家庭での関わり方や今後の対応方法などについて助言した。躁エピソードについては再度不適応な行動につながる可能性のあるものと注意を促し、普段と違う様子が見られるようであれば精神科受診を行うよう、医療機関を紹介した。また、当該児童生徒は、不適応な行動が見られる一方で、地域のボランティア活動に熱心に参加する様子も見られたため、当該児童生徒のポジティブな側面にも両親が関心を示すことが出来るようサポートを行った。

その後、母親から薦められ、当該児童生徒が来談するようになったが、当該児童生徒から話を持ち出すまでは、事件については触れず（本事案におけるスクールカウンセリングの目的は、事件後の心理的なサポートではなく、本人が今後の学校生活を心理的に安定して過ごすためのサポートであり、警察やサポートセンター等での面接も行われていたため）、家族に対する感情や友人関係、進路のことなどについて当該児童生徒の思いを聞いていった。面談当初は、父親に対する否定的な感情が強かったが、進路の話をしていく中で徐々に変化してく様子が見られた。その後は受験勉強に集中して取り組み、卒業した。

○ チーム学校としての対応、関係機関との連携について（情報共有の在り方や行動の連携の様子など）

当該児童生徒は警察のサポートセンターで面接を継続していたが、スクールカウンセラーが直接連携を行うことはなく、生徒指導主事と情報共有しながら、カウンセリングを行った。事件についての話題を深めるのではなく、スクールカウンセラーとして、当該児童生徒が今後の学校生活を安定して送るためにはどのような心理的なサポートが必要かという視点で関わり、役割分担を意識した。

生徒指導主事や担任等、本人に関わる教員についても、家族同様「躁的な様子が継続して見られる場合には注意が必要である。」ということを伝え、本人の様子を見守っていった。

【事例4】校内研修の活用事例（⑮）

○ 演題：児童生徒理解によるアンガーマネジメント

○ 対象：教職員

- 開催時期:夏季休業中
- 所要時間：1時間
- 研修のねらい：児童生徒を理解し対応することで、教員自身の感情（怒り）をマネジメントし、精神的な負担を軽減する方法を学ぶ。
- 研修内容
 - ・ 人間の感情である「怒り」がどのように生まれるのか、その機序を解説するとともに、相手を理解しないことにより起こる怒りが招くリスクについて確認する。
 - ・ ついイラッとしてしまう設定の3事例のワークを、児童生徒役、教員役、第3者役に分かれて実施し、各役ごとに気持ちや気づきをメモし、グループでシェアした後、全体でシェアを行う。
 - ・ 相手の背景を理解しておくことでイラッとすることが減ること、イラッとした時にゆっくり数を数えることで少し冷静に対応できることを説明し、傾聴・受容するカウンセリングマインドを意識することで、自身の精神的な負担も軽減できることを説明する。また、怒りをコントロールするにはまず、自身の気持ちや状態に気づく必要があるため、それを促すことが可能であると考えられる、マインドフルネス瞑想(呼吸へ意識を向ける瞑想)を全体で行う。
- 成果

研修後、教員が問題行動に対応する際、児童生徒を理解しようとする姿勢で対応できたため、児童生徒も素直に応じることができた事例があった。また、子どもの特性を理解した上で対応することで、新たなトラブルを未然に防ぐことができるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 児童生徒にとっては、スクールカウンセラーによる専門的なカウンセリングを受けることで、精神的な安定が図られ、意欲的に生活ができるようになったり、不登校傾向の児童生徒を支援するために校内に設置した「ふれあいひろば」や教室に登校できるようになったりしている。
- 教員にとっては、校内研修会等でスクールカウンセラーから指導・助言を受けることで児童生徒理解が深まり、児童生徒に効果的な支援ができるようになっている。
- 保護者にとっては、子どもへの理解や接し方等の助言がスクールカウンセラーから得られることで、安心感が増し、子どもへの適切な言葉かけ等が行えるようになっている。
- 昨年度のスクールカウンセラーの成果について、スクールカウンセラー配置校からの回答は、以下のとおりであり、一定の成果が出た。
 - ・ SCのカウンセリング等により児童生徒等の問題が改善された・・・96%
 - ・ SCのカウンセリング等により保護者の安定が図られた・・・97%
 - ・ SCを校内体制の中に位置づけ連携して取り組んだ・・・95%

スクールカウンセラー相談件数（平成26年度～29年度）

<小学校・中学校・高等学校・特別支援学校>

（単位：件）

26年度				27年度				28年度				29年度			
児童生徒	保護者	教職員等	合計	児童生徒	保護者	教職員等	合計	児童生徒	保護者	教職員等	合計	児童生徒	保護者	教職員等	合計
7,953	6,743	18,970	33,666	8,222	7,012	17,619	32,853	7,991	7,058	17,451	32,500	8,270	6,646	17,724	32,640

（2）今後の課題

- 多様化している課題に応じた適切な指導・助言を行うため、スクールカウンセラーの資質・能力をより一層向上させるための体制を構築する必要がある。そのため、臨床心理士会との連携を図りながら、スクールカウンセラーの研修を充実させるとともに、スーパーバイザーによる個別事案への指導・助言体制を整える。
- 児童生徒や保護者、学校からのニーズに対応するために、配置時間数を拡充していく必要がある。
- 様々な課題に対応していくために、スクールソーシャルワーカーや関係機関等と連携し、チーム学校としての体制を構築していく必要がある。
- 子どものSOSの出し方に関する授業を学校とスクールカウンセラーが連携して取り組む体制を整備していく必要がある。

北九州市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成29年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- いじめや不登校等、児童生徒の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。
- このため、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして各校に配置し、生徒指導上の諸問題の解決に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 平成16年度より、全市立中学校にスクールカウンセラーを配置している。今後も、文部科学省の動向を視野に入れて配置する。
- 拠点校方式とし、中学校から校区の小学校へ派遣する。中学校全62校に時間額嘱託員を配置し、うち24校には月額嘱託員も配置する。
- 高等学校及び専修学校、特別支援学校にもスクールカウンセラーを配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数の記入について（延べ人数）

小学校	: 158人
中学校	: 97人
高等学校	: 2人
中等教育学校	: 0人
特別支援学校	: 8人
教育委員会等	: 0人

※配置校数の記入について

小学校	: 132校
中学校	: 62校
高等学校	: 2校
中等教育学校	: 0校
特別支援学校	: 8校
教育委員会等	: 0箇所

- ①臨床心理士 60人 （※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）
- ②精神科医 0人
- ③大学教授等 0人
- ④上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 4人

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

①月額嘱託員・時間額嘱託員合わせて、以下の時間配置する。

1 中学校 1 小学校の 7 中学校区

週 8 時間、年 33 週、年間 264 時間配置

1 中学校 2～3 小学校の 53 中学校区

週 12 時間、年 33 週、年間 396 時間配置

1 中学校 4 小学校の 2 中学校区

週 16 時間、年 33 週、年間 528 時間配置

2 高等学校

週 4 時間、年 33 時間、年間 132 時間配置

②月額嘱託員

上記のうち、24 校に勤務する。週 4 日、1 日 7.5 時間勤務とし、1 中学校区に年間 264 時間勤務する。

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールカウンセラー

（２）研修回数（頻度）

年間３回

（３）研修内容

- スクールカウンセラー活用事業の実施にあたって
- スクールカウンセラー活用事業の成果と課題について
- スクールソーシャルワーカーの活動と専門性
- 人権と生徒指導について
- 本市の生徒指導上の課題について
- 対人スキルアップ研修について
- 有識者による講演（演目：自然災害における心のケア）

（４）特に効果のあった研修内容

- 全スクールカウンセラーをグループごとに分け、グループ協議を行った。
普段会わないスクールカウンセラーと同じ班になり、それぞれが行ってきた取組などを話し合ったことで、他のスクールカウンセラーがどのような手立てを行っているのか、どのように学校との連携を行っているのかが情報共有できた。また、グループ協議では予防対応の必要性も挙げられ、本市スクールカウンセラー活用事業の問題点も明らかになった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置 無

（６）課題

- 研修の回数を増やしたいが、増やすと学校を訪問する時間が減ってしまうため、実現は難しい。
- 中学校の管理職も年に１回、同席し、事業内容を共有しているが、今後は小学校の管理職にも事業内容の共有を行いたい。しかし現状では日程や会場確保の面で実現は難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

（「性的な被害」は公表できる事例なし）

【事例1】中1の2学期途中から不登校になり、教室での学習に参加できなくなった中3の生徒が、主体的に進路選択するための活用事例（①と⑨）

この生徒は週に3回は別室登校していたが、教室で過ごす時間がないため、なかなか高校に関する情報が伝わりにくかった。また、本人も積極的に情報を集めようとする姿勢がなかった。3年生になった4月当初は、卒業後の自分自身について全くイメージをもつことができなかったが、SCと話し合う中で、次第に進路選択を自分自身のこととしてとらえられるようになった。その過程では、保護者が本人に対して高校の体験入学への参加を促したこともあり、「高校入試」に対する現実感が高まっていった。

2学期には別室で文化祭の取り組みの一部に参加し、それを機会に当日は、久しぶりに体育館の後ろから文化祭に参加することができた（集団に入れた）。別室で誰ともかかわることなく、「一人がいい」と過ごしていた本人が、高校入学を機に再び集団に入ろうとする意識も芽生えた時期だった。

3学期の入試を迎えるにあたっては、「行きたい学校」を明確にし、保護者との意見のずれを自ら説得して調整することができた。保護者もその説得に応じたため、本人にとっては、自分の力で進路選択できた充実感があった。

不登校生徒の支援においては、地道に本人の考えを傾聴しながらその考えを尊重しつつ、希望をもたせ、「高校からは教室で学校生活を送りたい」という思いを支え、エンパワーメントするかわりが重要であると感ずる。

【事例2】虐待通告により一時保護された小6児童の学校生活における見守りと家族支援のための活用事例（⑬）

夏休み中に虐待通告により一時保護されたことが、児童相談所からの連絡でわかった。また家族も学校に連絡してきた。家庭は経済的にもしっかりしており、客観的には養育能力の高い家族だと考えられる。両親と子ども一人の家庭。本人の症状（強迫性障害）を理解できなかったために、症状を止めようとした母と本人、同じく父と本人の関係性が悪化し、本人の暴言や暴力が繰り返されるようになったとのこと。夏休みで、家庭にいる時間が長かったこともその要因の一つだった。母は本人の暴力を恐れて実家に帰り、父と本人の二人の生活になってしまったため、さらに二人の関係性が密になり、本人の暴言暴力がひどくなってしまった。それに対抗した父が、家の外で暴力をふるったのを見た近隣の住人から虐待通告され、本人は一時保護となった。しかし、虐待そのものよりも、本人の病気治療や家族関係の調整の方が重要であると児童相談所で助言を受け、SCへの相談を勧められた。SCは、両親に治療に関しての助言と見通しを伝え、定期的な両親面接を通して家族関係の改善を支援した。本人も受診して服薬治療を受け、それにより少しずつ病状も回復した。並行してSCによる家族関係改善の支援も受け入れて、半年後にはカウンセリングも一旦終結となった。この間、日常的には担任や養護教諭等が、本人の見守りや家族の努力を労う等の支援を継続し、その経過をSCも共有しながら支援を行った。

【事例3】教師の資質向上のための活用事例（⑮）

本市では、小・中・高・特別支援学校の全204校において、当該校配置のSCを活用した校内研修を実施している。昨年度も、「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎（自殺予防教育）」と「アンガーマネジメント研修」を行った。それぞれ数年来積み重ねており、新規採用教職員が増えている学校現場において、テーマを変えずに研修を行うことの重要性を感じる。また、研修講師となる本市SCも、校内研修のための研鑽を行うことになり、SC自身の資質向上にもつながっていると言える。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 平成28年度から平成29年度にかけて、小・中学校におけるＳＣによる延べ相談件数は32,351件から28,958件へ減少した。これは問題が複雑化し、対応が容易でないケースが増加したため、スクールカウンセラーによる面接１件当たりの対応時間が長くなり、延べ相談件数が減少したものと思われる。
- 月額スクールカウンセラーを昨年度に引き続き６名採用した。毎月月額嘱託員スクールカウンセラー会議をもち、不登校児童生徒療育キャンプ（ワラビーキャンプ）への関わり方等を検討した。月額のスクールカウンセラーが、キャンプへ参加することにより、「心の専門家」として不登校児童生徒を支援した。
- 教職員・児童生徒・保護者に対するカウンセリングを通して、悩みやいじめの解消等を図った。
- カウンセラーの専門性を生かし、児童生徒理解や対人スキルアップの研修を校内研修会等で実施することができた。
- 「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎」（自殺予防教育）について、スクールカウンセラーの専門性を生かした校内研修を全校で行い、教職員の資質向上を図った。
- スクールカウンセラー活用事業連絡会議（年間３回実施）の中で、スクールカウンセラーによる小中連携や校内研修等についての実践発表や情報交換をしながら、各学校の教育相談の充実を図る研修ができた。
- 緊急支援は迅速かつ適切に対応できた。

（２）今後の課題

- スクールカウンセラーの存在が認知され、学校、児童生徒、保護者のニーズが増えてきている。それに応えていくために、配置時間を増やしていかなければならないが、そのためにはスクールカウンセラーの効果を数字で客観的に示す必要がある。
- スクールカウンセラーによる教員研修の一部を動画を用いて代替するなど、効率化を進める必要がある。
- 安定かつ迅速な対応をするために、月額嘱託員のスクールカウンセラーを今後さらに増員する必要があるが、勤務条件の更なる整備等の課題がある。
- 長期欠席やいじめ等の問題が複雑化する前に、問題行動が生じた早期の段階で発見・対応することで、問題行動の複雑化を防止することができると考える。そのためには思春期の入口である小学校高学年の段階において児童が相談しやすい環境を整備するとともに、問題の芽を発見した場合は速やかな対応を行う必要がある。

福岡市教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成２９年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒や保護者へのカウンセリングを通して、個々の悩みや問題行動の解決に向けた支援を行う。

（２）配置・採用計画上の工夫

学校規模等に応じた配置日数で、効率的な配置を図っている。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

○配置人数

小学校：４３人　中学校：４３人　高等学校：４人　特別支援学校：２人

○配置校数

小学校：１４２校　中学校：６７校　高等学校：４校　特別支援学校：８校

○資格

①臨床心理士　４６人　②精神科医　０人　③大学教授等　０人

④上記以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者　０人

○主な配置形態

単独校	４高等学校	（年間７０日・１回４時間）
拠点校	６７中学校	（年間３５日～６０日・１回４時間）
対象校（配置計画あり）	１４２小学校	（年間１０日～２０日・１回４時間）
拠点校	２特別支援学校	}（週２日・１回４時間）
対象校（配置計画なし）	６特別支援学校	

※ 小中学校は、児童生徒数に応じて、配置日数を指定

※ 特別支援学校は、２校に配置のスクールカウンセラーが残りの特別支援学校を巡回し相談に対応

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・市内２２１校に配置のスクールカウンセラー
- ・小中高等学校，特別支援学校教頭，スクールカウンセラー担当教諭

（２）研修回数（頻度）

- ・連絡協議会（年間３回）

（３）研修内容

- ・スクールカウンセラー活用事業の事務手続き，学校（教頭）とスクールカウンセラーの打合せ
- ・スクールカウンセラーの職務と有効な活用方法
- ・不登校対応教員，スクールソーシャルワーカーとの連携について

（４）特に効果のあった研修内容

- ・スクールカウンセラーの職務と有効な活用方法

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置　有

○活用方法

- ・スクールカウンセラーの対応が難しいケースにおいて，スーパーバイザーによる助言などで，解決・改善に導くことができるようにする。

（６）課題

- ・スクールカウンセラーの面談以外の活用方法のさらなる周知で，年間配置日数を指定して間もない小学校でもスクールカウンセラーを有効に活用できるようにすること

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】児童生徒理解、支援のための活用事例（①不登校）

＜対象生徒＞ 高校1年生女子

＜相談主訴＞ 不登校

＜事例概要＞

- ・4月下旬の宿泊研修に参加（登山など、規律と体力を求められる活動が多い。）
- ・帰宅後、肉体的に疲弊した様子
- ・他生徒に対する教師の厳しい叱責や指導を目の当たりにして、精神的に落ち込んだり、動揺したりした様子
- ・5月の連休明けから欠席が目立ち始め、中旬くらいからは連続して休むことが多くなった。

＜スクールカウンセラーからの支援＞

① 母親、本人との面談

- ・本人から「もう、教室に行く自信がない。」との訴え
- ・スクールカウンセラーから、母親と本人に病院受診と別室登校を提案
- ・病院受診も別室登校も親子それぞれがともに了解

② 学校へのコンサルテーション

- ・スクールカウンセラーから学校管理職や養護教諭、担任に対して、本人の持つ発達特性や認知のパターンを説明した上で、別室登校の際の注意点や今後の見守り方についてコンサルテーションの実施

③ その後の状況と支援

- ・本人は、ほぼ毎日3～5時間程度、別室での学習を行った。
- ・スクールカウンセラーは本人、母親共に2週に1度ほどの面談を実施
- ・母親から、病院受診の際の医師からの助言について情報提供
- ・約1ヶ月後、スクールカウンセラーより、クラスメイトと別室でお昼ご飯を一緒に食べてみることを提案
- ・スクールカウンセラーと、本人、母親、担任、一緒に昼食を食べる生徒などが入念に打ち合わせを行い、本人の負担感が大きくならないように配慮
- ・友達との昼食後、本人は、面談で友達との昼食について「また一緒に食べたい。」との思いを語る。
- ・スクールカウンセラーは、面談の様子を担当や養護教諭にフィードバックした。

＜生徒の変容＞

- ・1学期終業式に参加でき、夏休み中の課外授業も徐々に受け、二学期から教室へ復帰
- ・2学期のスクールカウンセラーとの面談では「今では、先生が誰かを指導していても、冷静に落ち着いていることができている。」と話す。
- ・母親は、面談で「表情も明るくなり、病院受診の回数も減らすことを医師から提案された」と話す。

【事例2】生徒の日常生活の安定のための活用事例（⑬児童虐待）

＜対象児童＞

- ・小学生男児

＜相談主訴＞ 児童虐待

＜事例概要＞

- ・家族構成 父、母、姉
- ・事案発覚の経緯

当該児童が、頬にあざを作って登校したため、養護教諭が確認するが本人は理由を言わない。姉に確認すると、昨日、弟は母親にお湯をかけられたということを話したため、再度本人に聞くと、母親にお湯をかけられたことを認める。

＜スクールカウンセラーからの支援＞

※ケース会議で、スクールカウンセラーから、今後の対応についてのアドバイスを行っていった。

①担任と父親の面談（家族の状況の把握）

- ・父親は母親の暴力を知っていた。
- ・1か月ほど前に父親が母親の子育てについて関係機関に匿名で相談
- ・関係機関とは十分な話はできず、その後、支援を受けていない。

②スクールカウンセラーが、本人、姉と個別面談

- ・姉は学習が得意で母にとっては自慢の娘である様子

- ・学力がなかなか上がらない本人に対しては、家庭学習の場面で母親が厳しく叱咤。時には家の中を追い回しているという状況を確認
 - ・本人は「母は怒るときはすごく怖い、勉強の時以外は優しい。」と話す。
 - ・母親が荒れる頻度は多くないこと
 - ・父親は、母親が荒れたらすぐに連絡をするよう姉に携帯を持たせていること
- ③管理職や担任、養護教諭、関係機関の担当課と協議し、支援計画の立案、実施
- ・父親に帰宅時間を早めるように依頼
 - ・学校は、子どもたちを居残り学習させて、父親のいない時間に子どもたちと母親だけで過ごすことがないよう、日常生活を調整する。
 - ・次回、母親に体罰の可能性のある様子が見られたときには学校から児童相談所に通告をすることを告げる。
 - ・学校、スクールカウンセラー、関係機関の担当課は、今後、目を離すことなく、支援をしながら連絡を取り合って対応することを確認

【事例３】性被害対応のための活用事例

<対象生徒>

- ・女子生徒複数

<相談主訴> 性被害

<事例概要>

学校での健康診断を実施した翌日、生徒の保護者から「娘が胸などを触られたと言っている。」と担任に連絡があった。

女性教員による聞き取りの結果、本生徒以外にも同じ思いをしている生徒がいることが判明

<スクールカウンセラーからの支援>

学校からスクールカウンセラーに連絡が入り、事案全体について、学校管理職、学年教員とスクールカウンセラーで慎重に協議して、取り組んだ。

①状況の把握の際の配慮

- ・事案の性質上、内容について他の生徒の不用意な憶測を呼ばないように、対象生徒を抜き出すのではなく生徒全員面接という形をとるなど細心の注意を払った。
- ・生徒たちは、それぞれ自分の体験したことについて口に出しにくく、友人同士で共有したり教師に相談したりすることができずにいたため、スクールカウンセラーは、学校が行う聞き取りに同席し、生徒たちが罪悪感をもたないよう言葉かけをした。

②関係機関介入の際の配慮

- ・関係機関の介入による生徒たちへの負担ができるだけ少なくなるよう、関係機関とスクールカウンセラーの間で協議
- ・対応の待ち時間に折り紙を一緒に折る教員を一人配置したり、休憩時間に飲み物を出したりしながらスクールカウンセラーが何気ない言葉をかけて、気持ちをほぐすという対応を実施

③保護者への対応

- ・保護者の不安や心配が大きくなるように保護者会を開催したり説明のお便りを配布したりした。

④生徒が日常に早く戻るための支援

- ・養護教諭と連携をとりながら、日常的ではない状況で精神的な不安定さや身体反応は当然のことであることを伝え、できるだけ安心できるよう言葉かけをした。

⑤養護教諭への支援

- ・養護教諭は、当日の対応について反省しており、罪悪感を強く感じていたため、スクールカウンセラーが、会話時間を努めて取るようにし、気持ちが安定するようにした。

<その後の生徒の様子>

複数の生徒が被害を受けていたが、学校、関係機関、保護者との連携で生徒たちの大きな心理的動揺は一過性のもので、その後安定した。

【事例４】校内研修のための活用事例（⑮校内研修）

<研修対象>担当中学校ブロック（保小中学校）の職員

<研修テーマ>体罰防止～感情コントロールについて～

<研修概要>

- ・体罰防止研修の中の一つとして「感情コントロール」研修
- ・事前にＳＣ会の中でも「アンガーマネジメント」等に関する研修を行い、実際に使える現場のニーズに即した研修会となるよう準備

<研修内容>

- ・感情コントロールについての概要
- ・怒りの感情の様々な側面、自分の怒りの正体を知る
- ・演習、怒りの感情への対処法
- ・演習（ストレスマネジメント、認知修正、怒りの数値化等）
- ・演習、チーム学校としての対処法

<研修の様子>

- ・研修会は、途中数回、参加型演習を取り入れて、参加者自身の「感情や考え方のクセ」について振り返り、周囲と「困った時の対処法」を分かち合う時間を十分に設定した。
- ・体罰防止に関する研修、また保小中学校合同の研修であったことから、やや緊張感が感じられる開始となったが、演習やシェアを繰り返す毎に能動的な流れが生まれ、互いを思いやる和やかな雰囲気となった。
- ・参加者一人ひとりが、「怒り」を性格の問題として済ますのではなく、感情をコントロールする力として認識して行動を変えていく必要性を確認できた。

<研修後の感想>

「感情コントロール＝我慢することではないことがわかった」「自分の考え方のクセを再確認できた」
「簡単なストレスマネジメントを生徒に紹介したい」「個人で難しい感情コントロールも同僚と助け合いながらできそう」等

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・相談件数と効果率の年度ごとの推移

年度	相談件数（件）	効果率（％）（効果のあった実人数／面接した実人数）
H 2 6	2 5, 1 7 4	3 9. 3（1, 7 2 9／4, 4 0 2）
H 2 7	2 5, 2 9 5	4 3. 3（2, 0 0 0／4, 6 1 8）
H 2 8	2 4, 0 0 9	5 2. 9（2, 2 1 0／4, 1 7 7）
H 2 9	2 6, 5 8 0	4 8. 3（2, 2 8 1／4, 7 2 7）

福岡市教委実施「スクールカウンセラー・心の教室相談員 相談件数等調査」より

- ・H 2 6 から H 2 9 にかけて相談件数が増加し、効果率も上昇している。
- ・H 2 8 から学校規模に応じて小学校への配置日数を指定した。スクールカウンセラーが小学生にも確実に関わることができた。

（２）今後の課題

- ・不登校対応教員とスクールソーシャルワーカーとの更なる連携
- ・スクールカウンセラーの資質の向上

熊本市教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成２９年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、問題行動の解決に資することを目的とし、高度な専門的知識、技能に基づいた専門的カウンセリング等による対応を行い、問題解決を図る。また、平成２８年熊本地震による児童生徒の心身の状況について観察及びカウンセリングを行うことを通して児童生徒に対しきめ細かな心のケアを実施する。

（２）配置・採用計画上の工夫

熊本市全中学校（４２中学校）を拠点校とし、中学校区内の全ての小学校を対象校として位置づけ、全市の小中学校にスクールカウンセラーを配置している。また、地震発生に伴うカウンセリングが必要な児童生徒に対応するため、国の補助（10/10）分４３１０時間のうち、２３１０時間を４２拠点中学校区に配分するとともに、本市が年に３回実施する「カウンセリングが必要な児童生徒数調査」を基に指定した重点配置小学校（２５校）に、国の補助分２０００時間を配分している。

重点配置小学校については、毎回の調査ごとに検討しており、時間の経過に伴い変化していく児童生徒の状況に合わせて柔軟に対応できる体制をとっている。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

- ・拠点中学校４２校（市内全校）に、臨床心理士４０人、大学教授等１人の計４１人を配置した。
- ・勤務形態

拠点中学校１校区あたり年間１６５時間または年間１５５時間を配分

拠点中学校Ａ 年間１６５時間 ２１校（通常：１０５時間 地震：６０時間）

拠点中学校Ｂ 年間１５５時間 ２１校（通常：１０５時間 地震：５０時間）

拠点中学校区の小学校の活動時間については、拠点中学校分に含む。

平成２８年熊本地震に伴うスクールカウンセラー重点配置校

配置人数：８人（延べ）

配置小学校数：２５校（２学期は２６校）

配置時間：２，０００時間

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールカウンセラー、教育委員会事務局スクールカウンセラー担当職員

（２）研修回数（頻度）

連絡協議会（年間３回）

（３）研修内容

- ・本市におけるスクールカウンセリング業務の円滑な運営について
- ・専門医による講話

（４）特に効果のあった研修内容

- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの協働による、子どもを取り巻く問題等の解決に向けた方策の協議。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 無

（６）課題

- ・スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた研修の機会が限られているため、研修の内容の充実を図る必要がある。
- ・各スクールカウンセラーが各学校で担任をはじめ各職員との連携を意識した「チームとしての学校」の取組を推進する。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】問題行動を起こす生徒への支援のための活用事例（③暴力行為、⑥家庭環境、⑦教職員との関係）

中学校2年生男子A君は、些細なことでカッとなり、周囲を威嚇し手を挙げる、指導に入った教師に反抗的な態度をとる等、問題行動が続く学校側は対応に困っていた。

管理職と担任からアセスメントも含めたカウンセリング実施の依頼があり、カウンセリングを実施した。担任に説得され渋々やってきたA君は抵抗する姿勢を示したため、スクールカウンセラーからA君の問題行動について指導するわけではないことを説明した。その後、A君の好きなカードゲームの話をきっかけに、定期的に来室するようになった。

カウンセリングを重ねていく中で、A君の家庭環境は、実父、継母、妹と同居していること、両親は学校に非協力的な考えを持っていること、近所に住む父方祖母はA君の問題行動の原因を全て継母にあると思っていることなど、A君の問題行動の背景には複雑な家庭環境があることがわかってきた。

このことを受けて学校には、A君の家庭の複雑な背景についての理解と、A君への関わり方と保護者と学校の関係作りについてコンサルテーションを行った。A君自身へのカウンセリングでは、問題行動を起こした時の自分の気持ちと相手の気持ちについて気付けるようアプローチした。

教職員のA君を理解しようとする姿勢に、A君は少しずつ担任や部活動顧問に心を開き慕うようになってきた。また、自分の気持ちを言語化できるようになり、カッとなった時の対処法を獲得し問題行動が減ってきた。学校と保護者の関係も良好となり、今年に入ってすぐ、継母のスクールカウンセリングに繋がった。継母はA君を実の子のように育てたいと思いつつも良好な関係が築けず悩んでいるが、A君のことは決して見捨ててはいないことが語られた。

現在、A君は落ち着いているが、今後は、A君が自分の将来について自己決定できるよう、家族支援も視野に入れながら、学校とスクールカウンセラーがチーム一丸となり支援を継続していく方針である。

【事例2】父親とそのパートナーから虐待を受けていた兄弟へ支援のための活用事例（⑬児童虐待）

小学校3年の男児A君と1年のB君兄弟。弟のB君の頭に傷があり、保健室で「頭が痛い、父親に殴られた」と話したことをきっかけにスクールカウンセラーに繋がった。兄弟そろっての面接および兄弟それぞれの面接から、躰とはいいい難い家族のルールの下、殴られ、食事を与えられず、寒空の中戸外へ長時間放置されるという罰が与えられているという話を聞いた。さらに学校の身体測定の記録から、B君に関しては、身長・体重共に平均値には及ばず、特にここ最近の体重の減少が顕著だったこと。また、それぞれの担任の話から聞き取ったという内容で、給食の時間に見せる兄弟の異常なほどの多量の食べ方などからも家でまともに食事をしていない疑いが強まった。

スクールカウンセラーは、これらの話を『虐待の疑い有り』として学校に報告。学校長より市の児童相談所へ通告となった。さらにスクールカウンセラーは父親との面接を申し出たが、父親と時間の都合が合わなかったため、電話で「面接の報告」と称して父親と話をした。父親は、子どもたちに行っていることが虐待に当たるという認識がなく、自分がしていることよりも子どもたちが面接で何を話したのか、特にB君については、パートナーが「いくら言い聞かせても言うことをきかないのは発達障害ではないのか？」と疑っていることなどをスクールカウンセラーに相談する場面もあった。B君は、面接開始当初から無邪気に躊躇なく親たちから受けた仕打ちを報告していたが、兄のA君は父親を庇ってか、面接開始当初は、「自分が悪いことをしたからしょうがない」と言い、話が核心に迫ると「覚えていない」、「大丈夫」と繰り返し、頑なな表情を見せていた。

しかし、面接の回数を重ねるごとに自分の本当の気持ちを表出できるようになり、現在は自らの意志で弟と一緒に父親の家を飛び出し、祖父母の家で暮らしている。今後も学校や児童相談所と連携し、この兄弟を見守っていく方針である。

【事例３】両親の性行為を目撃し自殺願望を抱いた児童のための活用事例

小学校４年生の男児Ａくんは熊本地震後のアンケート調査で、ストレスに関する項目に多数チェックがあったため、養護教諭から母親にカウンセリングを勧めた。母の希望がありスクールカウンセラーとのカウンセリングとなった。Ａくんには複雑な家庭の事情があった。そうした家庭の背景に加えて学校でも一人でいることが多く、放課後も友達と遊ぶ様子が見られなかったため、担任ら学校職員は入学当初から心配していた児童であった。

カウンセリングでＡくんからスクールカウンセラーに「話したいけど話せない」と訴えがあったので、スクールカウンセラーの守秘義務や話をするしないをＡくんが決めていいということを説明した。すると両親の性行為の場面をみてしまってから「死にたい」「お父さんも死ねばいい」という気持ちが強くなってきたという話があった。死にたいことを父親に伝えたが、逆に「どうせ死ぬならご飯も食べなくていい」と責められ、辛い気持ちをわかってもらえず苦しいという。

「死にたい」という強い訴えがあった為、スクールカウンセラーから養護教諭、校長に報告。児童相談所とも情報共有することを提案した。校長、養護教諭、スクールカウンセラー、児童相談所、本人で話をする機会を持ったが、児童相談所職員の聴き取りではＡくんは「死にたいと思ったことはない」と否定した。そのため児童相談所から介入はせず経過を見守ること、両親に本人の状況を伝えるべきという提案があった。

その後の対応についてスクールカウンセラーを含めて学校職員と話し合いを行った。日常的な観察と関わりが必要である為、担任と養護教諭はＡくんの死にたい気持ちの有無や強さを確認しつつ受容的な関わり持ち、スクールカウンセラーは担任や養護教諭へ関わる際の助言などを行うという役割分担を行った。Ａくんの様子は養護教諭からスクールカウンセラーに定期的に伝えられ、そうした情報共有の際にその状況を踏まえてＡくんと関わり方や観察の方法についてスクールカウンセラーから養護教諭に助言を行った。

その後Ａくんが死にたいと訴えることはなくなり、学年が上がってからは元気に登校し、休み時間に友人と遊ぶというこれまでにない様子がみられるようになった。学校生活も良好で本人の希望がない為Ａくんのカウンセリングは現在行われていないが、学校職員で継続して様子を見守り、その情報を受けてスクールカウンセラーからは継続的な助言や提案を行っている。

【事例４】校内研修のための活用事例（⑮校内研修）

「学校保健委員会（生徒・保護者・教職員参加）」にスクールカウンセラーが参加し、第１回（９月２８日〈木〉）「思春期の心と体」～自分を見つめる～ 第２回（３月２０日〈火〉）「思春期の心と体」～心と体のつながり～ というテーマで学校保健委員会の講師を務めた。

熊本地震から１年半が経ち、まだ様々なストレス反応が見られたので、第１回はスクールカウンセラーの活用について生徒及び職員の共通理解を図り、臨床心理士としてだけでなくスクールカウンセラーとしての基本的な姿勢と活動内容の説明を行い、「セルフ・リラクゼーション」の演習を行った。

第２回は、思春期でもある中学生の心と体についての話があり、ストレスから心と体を健康に保つための対処法について「呼吸法」の演習を行った。

学校保健委員会で生徒及び保護者・教職員に対してスクールカウンセラーが講師として講話を実施したことで、次のような効果があった。

- ①生徒及び保護者・教職員のスクールカウンセラーにかかる共通認識が図られ、カウンセリングを受けやすい環境づくりができた。
- ②熊本地震から１年半がすぎたが、まだ生徒及び保護者・教職員のストレス反応に留意する必要性があることが認識された。
- ③職員にスクールカウンセラーの学校組織における位置づけが確認されたことで、組織としてカウンセラーを有効に活用する体制づくりが整った。
- ④生徒及び保護者・教職員の不安解消に必要なスキルの向上に取り組み、心と体の健康に関する意識が高まった。
- ⑤職員が連携して対応することの重要性が確認できた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

本市では平成２４年度に政令指定都市へと移行するに伴い、国から直接補助を受けて「熊本市スクールカウンセラー配置事業」をスタートし、年々事業を拡充してきた。平成２５年度には市内全４２中学校のうち拠点中学校２１校に２９人のスクールカウンセラーを配置し、全中学校で定期的にカウンセリングを受けることができる体制が整った。平成２７年度は、拠点中学校２１校に３２人のスクールカウンセラーを配置し、事業を実施した。

【平成２９年度】

①スクールカウンセラー等活用事業

- ・相談人数：児童・生徒１，２９２人、保護者９７４人、教職員５８１人・その他１０６人
合計２，９５３人
- ・相談件数：児童・生徒２，３８０件、保護者９２２件、教職員９４０件・その他２５２件、
合計４，４９４件
- ・相談内容：「不登校に関すること」９９８件、「対人関係に関すること」７２４件、
「健康、心身の問題」６４０件、「家族・家庭の問題」５５２件
- ・スクールカウンセラーによる職員研修等での活用回数：１７回

②災害時緊急スクールカウンセラー活用事業

- ・相談人数：児童・生徒１，６１２人、保護者９４４人、教職員５０２人・その他５２人、
合計３，１１０人
- ・相談件数：児童・生徒２，４７４件、保護者９２４件、教職員９４３件・その他１８０件、
合計４，５２１件
- ・相談内容：「不登校に関すること」７３７件、「対人関係に関すること」６３６件、
「健康、心身の問題」９１１件、「家族・家庭の問題」７００件
- ・スクールカウンセラーによる職員研修等での活用回数：７回

平成２８年度は「平成２８年熊本地震」の発生により、通常の「スクールカウンセラー等活用事業」に併せ文部科学省「災害時緊急スクールカウンセラー活用事業」の補助（１０／１０）を受けカウンセリングを実施した。平成２９年度も引き続き補助（１０／１０）を受け児童生徒の心のケアを行った。

スクールカウンセラーの活用により、児童・生徒がカウンセリングを受けることはもちろん、保護者もカウンセリングを受けることで状況が改善したという成果が多く見られた。

家庭や学校における対応について専門的な立場での助言により、保護者の安心感へとつながっている。また、教職員に対して、専門的な立場から対処方法のアドバイスを行うことで、その後の関係機関との連携や支援方法の具体的検討へとつながっている。

カウンセリング後のフィードバックを通して、教職員が児童生徒・保護者の思いをより深く理解することで保護者との連携がとりやすくなっており、教職員も安心感をもって対応できるようになった。

（２）今後の課題

- ・小中学校において専門的カウンセリングを必要とする児童・生徒が増加しており、スクールカウンセラーへのニーズは年々高まっている。また、児童・生徒や保護者からの相談だけでなく、教職員からの相談も増えている。これらのことから、効果的にカウンセリングを実施できるよう、管理職やスクールカウンセラーを対象とした研修の在り方や内容を検討していく必要がある。また、教職員の教育相談に関する資質向上を図るため、教職員がスクールカウンセラーから、相談を進める際に必要な視点や手法を学ぶ研修会等を実施するなど活用の方法を検討していく必要がある。
- ・熊本地震から１年以上が経過しているが、今なお心のケアが必要と判断される児童生徒が確認される。本市が実施する熊本地震に係る「心と体の振り返りシート」の実施を通じて、児童生徒の状況をつぶさに把握しながら、きめ細かく対応していく必要がある。
- ・スクールカウンセラーが積極的に家庭訪問を実施するなど、待ちの姿勢ではなく、積極的に学校や児童生徒の課題を掘り起こし、諸課題に対して「チーム学校」の意識の下、早期対応・早期解決を図る取組が求められる。